

所得 税 の 現 状 と 課 題

—包括的所得税の変容と所得税の今後の課題—

佐々木 幸 男

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

要 約

1 研究の目的

わが国の所得税は、包括的所得税論に拠っているとされながらも、シャウプ税制以後半世紀を超える時の流れの中でその姿を変えつつ現在に至っている。その間、包括的所得税論に対し様々な疑問や批判が投げかけられて久しいが、このような中で、現在「あるべき税制」の構築に向けた検討や取り組みが行われており、その一環として、所得税についても税制調査会基礎問題小委員会から「個人所得課税に関する論点整理」などが出されている。

こうした状況を踏まえ、本研究では、シャウプ税制後の制度の変容の過程を検証し、包括的所得税論を含めた課税理論の検討を行うとともに、最近の所得税の改正や所得税をとりまく状況を題材として取り上げ、主として負担の公平の観点から、今後の所得税のあり方を考える上での基本的な課題について検討を行う。

2 研究の内容

(1) 課税理論変更の可能性

わが国の所得税は、包括的所得税論に拠ると言われながらも、現実にはシャウプ勧告に基づく税制改革においてすら完全なものとはなっていなかった。その後幾多の改正を経て、現在ではむしろ理念的な包括的所得税とはかけ離れた姿となっているとさえ言われている。これは、包括的所得税に内在する執行の困難性などが要因となっているほか、長年にわたる各種の政策的要請や租税回避誘引の抑制などへの対応の結果でもあった。

このような所得税の現状を踏まえ、包括的所得税の問題点やこれに対する批判から生まれたいくつかの課税理論（支出税論、最適課税論及び二元的所得税論）の導入の可能性について見てみると、包括的所得税を含めたこれらの課税理論にはそれぞれに長所と短所が内在しており、いずれかを採用しようとするれば、結局は何を犠牲にし、何を得るかという取捨選択の

問題に突き当たり、一つの税の一つの課税理論の選択だけですべての問題が解決するわけではないことが再認識される。新たな課税理論のうち支出税論及び最適課税論については、まだまだ検討・検証すべき課題が多く、直ちに採用し得る状況にはないと考えられる。また、現実的と評価される北欧の二元的所得税も、むしろそれを採用せざるを得ない状況に陥らないように現状把握と対応を行うことが必要であると考えられる。そして、これらの課税理論の対立やそれぞれが抱える問題の背景には、多かれ少なかれ「負担の公平」と「課税の中立」の相克という問題が存在している。

(2) 金融所得課税の一体化に当たっての留意点

税制調査会から示された金融所得の定率分離課税への一体化の方向は、「貯蓄から投資へ」という政策要請に応える観点や租税回避の抑制等による実質的公平の確保などの観点から評価できる。しかし、一方では、金融資産所得などの資産所得は、不労所得と言われ、それを生み出す資産そのものの経済力とその富裕層への集中とが重なることから一般に強い担税力を有するものとして認識されてきており、これが「資産所得重課、勤労所得軽課」という考えの根拠になっている。金融所得課税の一体化はこのような伝統的な担税力理論と相容れないほか、垂直的公平の観点からも批判を受ける。そして、こうした認識に基づく公平感は国民の中に今なお強く存在していると考えられる。

このような状況の下で金融所得課税の一体化を進めるに当たっては、一体化による政策効果や垂直的公平の阻害と実質的公平の確保の状況のバランスを見極めつつ、その範囲や税率等を慎重に検討していく必要がある。その際、実質的公平の確保を図る観点から、金融所得の把握体制の整備や資産課税の充実に努めるとともに、国際的な調和にも配慮する必要がある。

(3) 税源移譲と所得税の機能等の変化への対応

所得税（国）から個人住民税（地方）への税源移譲は、個人所得課税全体の税込不変と個々の納税者の負担不変という原則の下で、それぞれの税率構造を変更することにより行われた。この税源移譲の結果、従来から問

題視されてきた所得税の財源調達機能が更に低下する一方で、それまで個人住民税と分かち合う格好となっていた税負担の垂直的公平の確保や所得再分配機能のかなりの部分が所得税に集約されることとなった。また、税源移譲後の所得税率の累進構造は、低所得階層に極端に薄く、不規則で、所得税制として理論的に説明しにくいものとなっているほか、国民の生活と感情に密接に関わる税であるがゆえに求められる様々な政策的要請に応じる基礎体力（厚み）も中・低所得層を中心に低下することになった。

こうした状況を踏まえると、所得税の累進税率構造のあり方については、所得税制として自律的な説明がつくよう、また、所得税の持つ財源調達機能や所得再分配機能（垂直的公平の確保）をより適切に働かせるとともに、政策的対応力を強化するという観点から、新たな政策手法の検討と併せ、もう一段の検討・整備を行う必要があると考えられる。

（４）消費税率引上げへの対応

最近、財政再建や社会保障費の財源を消費税率の引き上げで賄うということが一種の了解事項ようになってきている。消費税は、課税ベースが広く、消費に応じて負担をし、仕組みも簡素であることなどから安定的・基幹的な財源として高い価値を有しており、欠くべからざる存在ではあるが、反面、「所得」に対する逆進性があるため垂直的公平を阻害するとの指摘がある。仮に、消費税の税率が広い課税ベースと単一税率構造を維持したまま大幅に引上げられることになれば、この問題は更に拡大する。

この逆進性拡大の問題への税制上の対応の一つとして、所得税の課税ベースの拡大や上記（３）の累進税率構造の見直しにより所得税収のウェイトを高めることが考えられる。適切な累進構造を持つ所得税の税収が増えれば、その分消費税率の引上げ幅を抑えることができ、両者相俟って税制全体として逆進性の拡大を抑制することができる。また、所得税が厚みを増すことにより、激変緩和等の政策的な負担調整の選択肢が広がることにもなる。

(5) 経済格差の拡大への対応

近年、わが国のジニ係数は大幅に上昇しており、格差社会の到来が問題視されている。一方で、このような所得格差の拡大の大部分は高齢化や世帯構造の変化などの「みせかけの要因」によるものであることが専門家の分析によって明らかにされている。こうしたみせかけの要因による格差の拡大は、経済システムの変化（質的变化）によるものではないため政策上はさほど大きな問題とはならないと見ることもできる。しかし、現に高齢・単身等の所得格差の大きな世帯グループのウェイトが増大し（量的変化）、加えて、専門家の分析により若・中年層を中心とした世代内（所得・資産）格差の拡大傾向が指摘されていることなどを考えると、現に進行している格差拡大の兆しを過少評価することはできない。

所得再分配に対する寄与度は、租税全体としてはさほど大きくないものの、累進構造を持つ所得税や資産課税はそれ自体再分配効果が高く、不平等の是正のために相応の役割を担える能力を有している。格差の是正（所得・資産の再分配）の観点からも所得税等の累進構造や課税ベースの適正化（是正・拡充）は重要であり、今まさに、国民に負担を求めていく中で十分考慮されなければならない要素であると考え

3 結 論

以上見てきたように、所得税の課税理論の変更は直ちに行う状況にはないと考えられる。こうした中で金融所得課税の一本化、税源移譲による税率構造の変更、消費税率の引上げ、格差社会の到来等の諸問題への対応を考えると、やはり重要なのは所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能（垂直的公平の確保）の必要性を再確認することである。

タックス・ミックスの税体系の中でこれらを適切に発揮させることは、税制全体として国民の負担の公平への信頼を維持し、高める上で欠くことのできない課題といえるのではなかろうか。

目 次

| | |
|----------------------------------|-----|
| はじめに..... | 148 |
| 第1章 包括的所得税とシャープ税制の検証..... | 149 |
| 第1節 シャープ勧告前の所得税の歩み..... | 149 |
| 第2節 シャープ勧告と昭和25年税制改正..... | 152 |
| 1 シャープ勧告の特徴..... | 153 |
| 2 シャープ勧告における所得税関連の基本的な提案..... | 154 |
| 3 包括的所得税（包括所得概念と総合所得税）からの乖離..... | 155 |
| 4 シャープ勧告に基づく昭和25年税制改正..... | 156 |
| 第3節 シャープ税制の変容..... | 157 |
| 1 抜本的税制改革までのシャープ税制の修正..... | 157 |
| 2 抜本的税制改革とそれ以後の税制改正の動向..... | 160 |
| 3 シャープ税制以後の税制改正の方向..... | 162 |
| 第2章 主な課税理論の概要等..... | 164 |
| 第1節 包括的所得税論..... | 164 |
| 1 包括的所得税の概要..... | 164 |
| 2 包括的所得税に対する批判..... | 166 |
| 第2節 支出税論..... | 168 |
| 1 支出税の概要..... | 168 |
| 2 支出税に対する批判..... | 171 |
| 第3節 最適課税論..... | 174 |
| 1 最適課税論の概要..... | 174 |
| 2 最適課税論に対する批判..... | 175 |
| 第4節 二元的所得税論..... | 176 |
| 1 二元的所得税の概要..... | 176 |
| 2 二元的所得税に対する批判..... | 178 |

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第3章 包括的所得税からの乖離と新たな課税理論採用の可能性 | 180 |
| 第1節 わが国における包括的所得税と所得税制の現状 | 181 |
| 1 包括的所得税論の展開 | 181 |
| 2 戦後のわが国所得税制の変遷 | 182 |
| 3 小 括 | 183 |
| 第2節 包括的所得税に代わる課税理論の採用の可能性 | 185 |
| 1 支出税 | 185 |
| 2 最適課税論に基づく所得税 | 186 |
| 3 二元的所得税 | 188 |
| 4 小 括 | 192 |
| 第4章 最近の所得税制改正の動向等と今後の検討の視点 | 195 |
| 第1節 金融所得課税の一体化への対応 | 195 |
| 1 金融商品の多様化等 | 195 |
| 2 金融所得課税一体化の方針 | 197 |
| 3 金融所得課税の一体化に当たり留意すべき視点 | 201 |
| 第2節 税源移譲と所得税の役割 | 202 |
| 1 税源移譲に伴う累進税率構造の変化 | 202 |
| 2 所得税の機能の変化 | 203 |
| 3 累進税率構造の不規則化 | 204 |
| 4 政策的対応力の変化 | 204 |
| 5 小 括 | 205 |
| 第3節 消費税率引上げへの対応 | 206 |
| 1 消費税率引上げの影響 | 206 |
| 2 税制上の対応 | 208 |
| 第4節 格差社会への対応 | 210 |
| 1 経済格差の状況等 | 210 |
| 2 税と所得再分配機能 | 215 |
| 結びに代えて | 219 |

はじめに

わが国の戦後所得税制は、包括的所得概念（純資産増加説）及び総合所得税（総合累進課税）を基盤に据えたシャープ勧告に基づく税制改革等を経て理論的にも整備された。しかしながら、このシャープ税制も、富裕税の廃止、利子所得等の源泉分離（選択）課税制度の採用などをはじめとして半世紀を超える時の流れの中でその姿を変えつつ現在に至っている。

この間、所得税は、昭和40年の所得税法の全文改正のほか、時代の要請に応じて個別規定の改正を行ったり特例措置を設けたりしてきたのであるが、その過程で、租税特別措置法等の特別法を含めた「所得税」体系について、所得税を支えてきたといわれる包括的所得税の理論や仕組みが現実の税制を説明しうるのか、また、将来の状況変化に対応できるのかというような疑問が呈されて久しい。

こうした中、近年、少子・高齢化など経済社会の急激な変化への対応の遅れや制度の複雑化などの結果生じている歪みや不公平を是正し、公平・中立・簡素な税制を構築する等の観点から、「あるべき税制」の構築に向けた検討や取り組みが行われつつあり、所得税についてはその一環として、税制調査会基礎問題小委員会から「個人所得課税に関する論点整理」⁽¹⁾が明らかにされた。

このような状況を踏まえ、本研究では、まず、シャープ税制後の所得税制の変容の過程と現実の姿を検証した上で、包括的所得税論を含めた課税理論を検討し、そのわが国所得税への適用可能性を探るとともに、最近の金融所得課税の一本化の流れ、所得税から個人住民税への税源移譲、消費税率の引上げ問題、経済格差の拡大問題といった所得税制の改正や所得税をとりまく状況を題材として取り上げ、主として負担の公平の観点から、今後の所得税のあり方を考える上での基本的な課題について考察を行うこととする。

(1) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月「個人所得課税に関する論点整理」。

第1章 包括的所得税とシャウプ税制の検証

所得税に限ったことではないが、ある時代における一国の税制は、それまでにその国が歩んできた歴史の到達点といえることができる。このような認識の下で税制の歴史を辿ることは、現在の税制を理解し、評価し、将来のあり方を考えるに際し、何らかの重要な示唆を得るきっかけともなり得る。

こうした観点から、本章では、所得税を中心として、時間等の制約もあることから、主に現在のわが国所得税制の第二の出発点ともいえるシャウプ税制前後以降の制度の変遷を概観することとする。

第1節 シャウプ勧告前の所得税の歩み⁽²⁾

わが国の所得税法は明治20(1887)年に制定された⁽³⁾。これは、当時の主要な租税収入が地租と酒税に偏っていた中⁽⁴⁾で、農業者と商工業者、富裕層と貧困層との間にある著しい負担の不均衡を課税ベースの拡大と応能負担により是正するとともに、軍事費・一般国費の膨張に対応することが目的であったといわれている。その頃、所得税制度を有していた国はイギリス、アメリカなど数カ国であり、明治維新からそれほど経っていない当時のわが国の状況を考えあわせれば、この所得税の創設がかなり進歩的な出来事であったことがわかる。

明治32(1899)年には、日清戦争後の財政危機の中、法人の所得に対して第一種所得税⁽⁵⁾が課税されることとなった。このとき、所得税法の中では、法人

(2) この節に関する記述の多くは大蔵省主税局調査課「所得税・法人税制度史草稿」(1955)を参考とした。

(3) 所得税法制定当時は、所得を源泉により区分せず、資産・営業・勤労から生ずる所得を総合して課税する形をとっていた。また、法人に対しては納税義務を課していなかった。

(4) 1886(明治19)年度の租税収入(64,371千円)中、地租が67.2%を、酒造税が18.2%を占めていた。

(5) 第一種所得税は法人の所得、第二種所得税は個人の公社債の利子による所得、第三種所得税は個人の営業・勤労やその他の所得が課税対象とされていた。法人から

と個人はそれぞれ別個の納税主体と認識され、配当も支払い側と受取り側でそれぞれに課税する建前ではあったが、導入当初において急激な税負担増を緩和するという政策的観点から、いわゆる源泉課税主義が採られ、受取配当は非課税（益金不算入）とされた。

大正 9（1920）年には、法人制度の発達と資本の集中化に伴い、株式配当金が課税対象（第一種・第三種所得税）に組み入れられるとともに、第一種所得税において超過所得（甲法人）及び留保所得（乙法人）に対する超過累進課税や清算所得（丙法人）課税の導入などが行われた。

大正 15（1926）年の一般的税制改正では、第一種所得税の留保所得課税が同族会社の留保所得課税に姿を変えたほか、同族会社の行為計算否認規定の創設等が行われた。

その後、しばらくは大きな改正等はなかったが、内外情勢の緊迫化が進むとともに臨時利得税法の制定（昭和 10（1935）年。満州事変による異常利得の吸収）、臨時租税増徴法の制定（昭和 12（1937）年）、法人資本税の創設（同年）、支那事変特別税法（昭和 13（1938）年）の制定等により相次いで増税が行われたほか、戦力増強目的の経済諸政策上の要請とのマッチングを図るための減免措置を講ずる臨時租税措置法（昭和 13 年）が制定された。この間、昭和 12 年予算編成時に馬場蔵相の税制改革案が出され、累進課税の強化、第二種所得税の廃止と第三種所得税としての総合課税化、第一種（法人）所得税の分離（法人税の創設と課税強化）や取引（売上）税の創設などが提案されたが、これは内閣更迭により実現を見なかった。

昭和 15（1940）年には、支那事変が長期建設期に入ったこともあり、一般的税制改正が行われた。この改正では、所得税から分離する形で法人税が創設されるとともに、所得税においては、総合所得税（公社債・銀行預金の利子は源泉分離選択課税）と分類所得税（比例税率）の二本立ての構造がとられた。この二本立て課税の採用については、分類・総合相まって所得種類の相違・所得

の配当金（第一種所得税が課税済み）は個人段階で課税されず、また、第二種所得税は源泉分離課税とされ、第三種所得税は累進課税とされた。

額の大小による負担能力の差をとらえ、担税力に応じた課税を行う趣旨と説明されている⁽⁶⁾。なお、これは、総合・超過累進課税を理想としながらも金融界の第二種所得（公社債・預金利子）総合課税反対の姿勢に妥協したものであったとの指摘がある。

昭和 16（1941）年に太平洋戦争が勃発すると、増大する戦費の調達のため、毎年のように大幅増税が行われた。すなわち、昭和 16 年、同 18（1943）年には間接税中心、昭和 17（1942）年には直接税中心、そして昭和 19（1944）年、同 20（1945）年には広く各税について、増税が行われたのである。所得税においても分類所得税及び総合所得税の双方で税率引き上げ等の増税が行われ、最高限界税率はそれまでにないほどに高くなった⁽⁷⁾。その一方で、貯蓄の増強・資本蓄積の促進ための減免が行われ、一定の公社債・預貯金の利子等が軽減の対象とされた。

昭和 20 年 8 月の無条件降伏によりわが国は終戦を迎え、新しい社会・経済秩序の下で復興の歩みを始めることになる。しかし、戦後の悪性インフレーションの下で経済はしばらく混迷を抜け出すことができず、税制も、昭和 22（1947）年の改正に至るまではこうしたインフレーションへの対応⁽⁸⁾と戦後処理費の捻出⁽⁹⁾に追われることとなった。

昭和 22 年になると、①財政需要に即応した租税収入の確保と国民経済の再建に資する税制を樹立すること、②国民負担の公正を図ること、③租税の民主化と簡易平明化を図ることの 3 項目を目標として、一般的税制改正が行われるこ

(6) 大蔵省主税局調査課・前掲注 (2) 80 頁。

(7) こうした増税の結果、1945（昭和 20）年の所得税においては、不動産所得の分類所得の最高税率 23%と総合所得の最高税率 74%とを加えると、97%にまで達する水準となっていた（大蔵省主税局調査課・前掲注 (2) 104 頁）。

(8) こうした対応の一環として、急激なインフレの進展の下で、1947（昭和 22）年からの予算申告制度への移行と新円所得者に対する課税の充実を図る観点から増加所得税が創設された。

(9) これについては、税率改正、譲渡所得の創設（ただし、不動産・船舶等に関するものに限られ、有価証券・動産は含まれていない）、公社債・預金利子等の 3 割控除制度の廃止などがある。これらの改正のうち、譲渡所得の創設については、所得税の考え方が所得源泉説から純資産増加説に一步近づいたものと評価されている。

となった。こうした中で所得税については、①分類所得税・総合所得税の両建て課税を廃止し、超過累進税率⁽¹⁰⁾による総合課税に一本化する、②一時的な所得を含め、あらゆる所得を総合課税の対象⁽¹¹⁾とする、③その年の所得により納税者が自ら税額を算出して納税する予算申告制度を採用⁽¹²⁾するなどの大改正が行われたが、利子所得の源泉選択課税は存置された。

その後も物価上昇は続き、国の歳出規模も増大した。こうした事象に対応するため、昭和 23 年に、所得税の税率の大幅な引き上げ（最高税率 85%）、勤労控除額や基礎控除額等の引き上げ等が行われたが、財政の膨張はなお続き、政府はその対応に苦慮することとなる。

第 2 節 シャウプ勧告と昭和 25 年税制改正

昭和 23 (1948) 年 12 月 19 日にマッカーサー元帥から提示された「経済 9 原則」に関するアメリカの中間指令及びこの「9 原則」の実行に関するドッジ公使の声明により、インフレ収束の基本方針として①予算の均衡と②竹馬経済⁽¹³⁾からの脱却が決定付けられた。この基本方針はドッジ・ラインと言われ、昭和 24 (1949) 年度予算は経済 9 原則とドッジ・ラインを基本に編成された。こうした財政・税制の状況の下で、シャウプ使節団が昭和 24 年 5 月に来日することとなる。

(10) このとき採用された超過累進税率は、20%~75%の 12 段階の構造であった。

(11) 新たに株式・出資等の譲渡による所得が譲渡所得の範囲に加えられた（第一次改正）ほか、懸賞金・競馬等の賞金などの一時的な所得も「一時所得」として課税対象に取り込まれた（第二次改正）。

(12) 採用された予定申告制度は、一定の勤労所得者以外の納税者について、毎年 4 月にそれまでの実績を踏まえその年の所得税額を見積もり（4 月予定申告）、その税額（予定納税額）に基づいて 4 月、7 月、10 月及び翌年 1 月にそれぞれ税額の 1/4 ずつを納付することとし、7 月及び 10 月の時点で見積額に増減がある場合には修正予定申告をしてその後の納付予定納税額を変更し、最終的には翌年 1 月の確定申告によりこれらを精算するというもの。

(13) 「竹馬経済」とは、アメリカの援助と政府補助金により支えられていた当時の日本経済の状況をいうものである。

シャウプ使節団は、コロンビア大学のカール・S・シャウプ教授を団長とし、総勢7名のアメリカの大学教授により構成されていた。シャウプ教授は訪日間もない同月19日の記者会見において、この使節団の目的を①経済9原則に沿い、経済安定の達成を助けること、②日本に長期安定的な税制を確立すること、③現行制度の不公平を取り除くこと、④地方自治とその責任を強める政策を財政的に支援すること、⑤税務行政改善の努力を促進し、税法の厳格な実施を励行させることとした上で、こうした目的を達成するために重視する点として①インフレ阻止のための税収確保と経済活動の発展の双方を達成する税体系、②公平な税負担、③安定的で平明・簡素な税体系、④税務官吏の公正性と納税者の遵法精神の確立などを明らかにした⁽¹⁴⁾。

1 シャウプ勧告の特徴

シャウプ使節団は、精力的な調査・検討を行い、来日後約3ヶ月という短期間で報告書をまとめあげた。この報告書が「シャウプ使節団日本税制報告書」（以下「シャウプ勧告」という）である。

シャウプ勧告は、わが国の税制全般について触れられており、取り上げている事項も多岐にわたっているため、様々な視点からその特色を挙げることができる⁽¹⁵⁾。これについて宮島洋教授は、わが国の租税論の展開に関する研究⁽¹⁶⁾の中でシャウプ勧告の基本的特徴を「公平（水平的公平および垂直的公平）を重視し、その枠内で経済的中立性と税収の確保を図るという基本方針にあった」⁽¹⁷⁾と総括されており、同教授の整理に従ってその特徴を概観すると以下に掲げるようになる⁽¹⁸⁾。

① 公平や納税意識の強さという観点から、申告による直接税（とりわけ所

(14) 大蔵省主税局調査課・前掲注（2）225頁－226頁。

(15) 主要なものとしては、金子宏『租税法[第11版]』（弘文堂・2006）63頁－70頁ほかがある。

(16) 宮島洋『租税論の展開と日本の税制』（日本評論社・1986）。

(17) 宮島・前掲注（16）123頁。

(18) 宮島・前掲注（16）123頁－127頁。

得税)を中心に据え、それを資産税が補完することを基本とするものであった。

- ② 所得税については課税所得の包括的所得ベースへの接近と経常財産税(富裕税)の組み合わせにより所得税の最高税率引き下げを提案している。
- ③ 包括的所得税論に基礎を置き、(基本的に法人擬制説の立場から)所得税と法人税の全体統合の提案を行っている。
- ④ 法人税については、特別措置を認めない税率一本化の中立的法人税を提案している。

2 シャープ勧告における所得税関連の基本的な提案

次に、上記のような基本的特徴を持つシャープ勧告に掲げられた所得税に関連する基本的な提案のうち、主なものについて見てみることにする。

所得税に関しては、まず、最高税率の引き下げとブラケット数の縮減(14段階20~85%⇒8段階20~55%)により、それまでの高累進・高率課税がもたらす勤労・事業意欲の減退などの経済的悪影響や脱税へのインセンティブの緩和を図ることがあげられる。これに呼応する形で、富裕層が有する財産に対し毎年課税する富裕税を創設することにより、所得税の最高税率の引下げをカバーし負担の公平を確保することが提案されている。

また、資産所得課税の分野について見ると、譲渡所得については、再評価税の課税を前提として再評価額を取得価額とすることや累進課税の緩和を図る観点から平均課税を行うことのほか、譲渡損益の全額課税・全額控除の提案がされている。配当所得については、源泉徴収を廃止するとともに、配当控除率の引き上げ(15%⇒25%)が提案されている。これらの提案のうち、譲渡損益の全額課税・全額控除と配当控除率の引上げは、法人税との統合を行う上で基本となるものであり、法人税においても、こうした所得税との統合提案に連動する形で、前者に関連しては清算所得課税の廃止が、後者に関連しては一定の法人の留保所得に対する利子付加税の課税という統合(不完全)方式の適用が、それぞれ提案されている。視点を変えれば、こうした所

得税と法人税の統合の取組みこそが、シャープ勧告の中核をなすということもできよう。

このほか、所得税に関してあげておかねばならない提案としては、事業者との課税の均衡の観点からの勤労所得控除の引下げ（25%⇒10%）や、独身者に比し負担が高いと考えられる扶養親族を有する者に対する負担軽減の提案であろう。これらはいずれも負担の公平の観点から提案されたものである。

なお、以上述べたような所得税関連の提案のほか、法人税に関しては特別償却・非課税準備金等の特別措置を原則認めないこと及び旧来の超過所得税の廃止等による法人税体系の一本化で税率を一律 35%とすることが、所得税・法人税に共通するものとしては戦後のインフレ収束の処理の観点から固定資産の再評価の実施⁽¹⁹⁾が、相続税・贈与税については遺産と贈与の課税のバランスの確保や富の集中の防止の観点からの累積課税（累積的取得税）方式の採用が、そして執行上の体制整備の面からは①偽名・匿名預金の禁止、非課税預金の分散の禁止、②高額所得者に対する貸借対照表の提出義務、株式強制登録制の導入、③自発的納税協力のための正確な記帳と申告の奨励を目的とした青色申告制度の導入（ただし、特典は恣意的な更正決定の排除と減価償却及び損失繰越の容認程度）、④給与所得者への申告納税制度（事業主に年末調整を委ねない）の適用等が、それぞれ提案されている。

3 包括的所得税（包括所得概念と総合所得税）からの乖離

以上見てきたように、シャープ勧告は、課税理論の観点からは基本的に包括的所得税論に立って税制全体の基本構造を設計する試みを行ったのではあるが、実際の提案では、帰属所得は課税の対象外（例外：収穫基準、自家消費）とされていたし、未実現利益は課税されないものとなっていた。また、所得源泉ごとの所得分類を行うことを容認したことにより、所得＝消費＋貯蓄と

(19) これは、減価償却費（再投資資金）の確保とキャピタルゲイン課税の合理化にも関連する。

いう純資産増加説的アプローチからも乖離していた⁽²⁰⁾。このような重要な要素の包括的所得税からの乖離は、勧告が必ずしも課税理論に忠実なものではなかったことを示しているのであるが、同時に、税制はその国のその時々々の納税者意識や執行体制といった現実を無視して設計しうるものではないということをも物語っているようにも思える。とはいえ、このような乖離があったとしても、シャープ勧告が改革立法を志向するものでありわが国の租税制度の近代化に大きく寄与したという事実や現実的な要素を多分に取り入れわが国の経済の安定と成長にも貢献したという評価⁽²¹⁾を薄めるものではない。

4 シャープ勧告に基づく昭和 25 年税制改正

昭和 25 (1950) 年の税制改正は、税制の構成や制度の変更等の大枠についてはシャープ勧告の趣旨を踏まえ、概ね同勧告に沿う形で行われたが、当時の財政・経済情勢や国民負担の実態に照らし適当でないと考えられるものについては、所得税においても調整や修正が施された⁽²²⁾。こうした調整や修正は、直接に税体系や制度の根幹に触れるというほどのものではなく、こうした調整等があったとしても、シャープ勧告に基づく税制改正はむしろ全体として勧告にできるだけ忠実に行われたと見るのが順当であろう。

(20) このほか、強い存続要望との妥協により郵便貯金利子、国民貯蓄預金利子の非課税の廃止に触れられなかったことや受取配当税額控除方式等に見られるように税務行政上の制約により所得税と法人税の統合のための完全調整ができなかったことが、限界としてあげられている（宮島・前掲注（16）124頁）。

(21) このシャープ勧告に対する評価については、金子・前掲注（15）69頁を参照。

(22) シャープ勧告と実際の改正案との間には、所得税では、基礎控除等の額、勤労控除の控除率、超過累進税率のブラケット、損益通算や損失の繰越控除等の範囲などの点で相違が見られる。このほか、固定資産の再評価が任意とされたこと、証券登録制度が実現しなかったこと、付加価値税の実施が延期（後に廃止）されたことが主な点としてあげられよう。なお、所得税・法人税関係の相違については、大蔵省主税局調査課・前掲注（2）283頁－289頁に詳しい。

第3節 シャープ税制の変容

昭和25年の税制改正で実現されたシャープ勧告に基づく税制は、その後間もなく大小様々の修正を受けることになる。本節では、このようなシャープ税制の解体と変容の過程を辿りながら、現行制度の現状を大局的に把握することとする。なお、検討に当たっては、シャープ税制以来の税制全般にわたる見直しが行われた昭和62(1987)年からの抜本的税制改革を境に、その前とそれ以後とに分けてシャープ税制の変容の過程を追うこととし、その後、変容がもたらした意味について検討することとする。

1 抜本的税制改革までのシャープ税制の修正

シャープ税制の修正の中で最も目をひくのは、昭和28(1953)年の改正である。この改正で、シャープ税制で継続・新設された制度の改廃が大々的に行われた。所得税においては有価証券譲渡益が非課税とされ、代替的に有価証券取引税が復活した⁽²³⁾。資産課税については、富裕税が廃止されるとともに、相続税の累積課税方式の廃止が行われた。さらに、翌昭和29(1954)年の改正では、制定当初から実施が延期されてきた付加価値税が、実施されないうまま廃止された。こうしたシャープ税制で継続・新設された制度の改廃は、これらの制度が、理論的過ぎて実施が容易でないとか、複雑過ぎて納税者の理解と協力が困難であるなどの理由によるものであったとされている⁽²⁴⁾。しかし、シャープ税制の修正はこうした制度の改廃だけに止まるものではなかった。その中心となったのが各種の特別措置の新設・拡充である。シャープ勧告は各種の特別措置に対し厳しい態度で臨んだが、戦後の復興途上にあるわが国の経済社会の動向を反映し、資本の蓄積と経済の発展(貯蓄の奨励、内部留保の充実、設備の近代化、輸出の振興等)を図る観点から、特別措置

(23) これに関連して、法人の解散・合併の場合の清算課税の復活、みなし配当の範囲等の改正、同族会社の留保金(積立金)課税の軽減等が行われた。

(24) 金子・前掲注(15)70頁。

は次々にその数を増していった。

こうした動きを所得税とこれに関連するものについて概観すると、次のようになる。

第一に、シャープ税制で総合課税とされた利子所得については、昭和 26 年の改正で源泉分離選択課税（50%）が導入され、まず、総合課税原則が崩れた。昭和 27（1952）年には、零細貯蓄（郵便貯金、国民貯蓄組合預金）の非課税限度額の大幅引き上げ、昭和 28（1953）年には課税利子の全面的源泉分離課税化（10%の低税率）が行われ、昭和 29（1954）年からの全部又は一部の非課税を経て、昭和 34（1959）年には再び課税利子の全面源泉分離課税が行われた。さらに、昭和 40（1965）年にはマル優制度（多種類、多店舗、非課税貯蓄限度額は 100 万円）が、昭和 43（1968）年には特別マル優（少額国債の利子非課税制度）が、昭和 46（1971）年には財形貯蓄非課税制度が、それぞれ創設され、同年には利子所得は 20%源泉分離選択（定期性貯蓄）と申告不要との組み合わせとなった。

第二に、配当所得については、シャープ税制では源泉徴収をせず配当控除（25%）で概算調整を行うこととされていたが、昭和 27（1952）年に源泉徴収が復活し、原則総合課税の建前を維持しながらも、昭和 40（1965）年には総合課税（配当控除）・源泉分離選択課税（35%）・少額配当申告不要制度の三本立てとなった。

第三に、シャープ税制で 20～55%の 8 段階であった超過累進税率は、昭和 28（1953）年に 11 段階 15～65%とされたのをはじめとして、昭和 45（1970）年には 19 段階 10～75%（ブラケットの拡大、個人住民税との税率調整等あり）にまでなった。

第四に、事業所得では、昭和 26（1951）年に青色申告専従者控除が創設されたのをはじめとして、昭和 36（1961）年には白色事業専従者控除の創設、昭和 38（1963）年には青色専従者控除の青天井化（青色事業専従者給与）が行われたほか、昭和 47（1972）年には青色申告控除の創設、翌昭和 48（1973）

年にはみなし法人課税の特例の創設⁽²⁵⁾が行われるなど、事業所得の給与化（分割）が拡大した。

第五に、税務執行体制に目を転じると、シャープ税制で証券登録制度が導入されなかったのをはじめ執行体制整備の提案はあまり採用されず、資産所得・事業所得の的確な把握・課税が困難（後のクロヨン、資産所得の脱税、非課税貯蓄の不正利用などの発生）といった問題が解決されないまま時が過ぎていった。昭和 55（1980）年に導入が決定したグリーンカード制も最終的には実施されることなく昭和 60（1985）年に廃止されるという結果に終わっている。

第六に、土地等譲渡益課税について見ると、昭和 44（1969）年に長期譲渡所得に分離課税が導入されて以来、様々な改正を経ながらも一貫して分離課税の道を歩んできている。

第七に、法人税との統合に関しては、昭和 26（1951）年に法人税の利子付加制度が廃止され、さらに昭和 28（1953）年には個人の株式等キャピタルゲイン非課税と機を一にして留保所得に対する軽減等が行われ、統合措置の崩壊が始まった。その後、昭和 36（1961）年には法人税に配当軽減措置（西ドイツ型）が導入された結果、配当については、法人・個人の二段階概算調整となった。

第八に、遺産・贈与税の変質の点では、シャープ税制では、遺産・贈与一本の累積取得税とされたが、昭和 28（1953）年 相続税・贈与税別立ての一時課税方式に変更され、資産の移転・蓄積に対する歯止めの効果が減退した。さらに、昭和 33（1958）年には、農家等の相続問題（実態）を重視して、課税方式が遺産税・取得税混合方式（法定相続分課税方式）に変更され、累進課税の下での相続人の負担軽減が図られた。

(25) その後、みなし法人課税の特例は、不公平税制の批判を受け、1992（平成 4）年度の税制改正で廃止（1993（平成 5）年分から実施）された。

2 抜本的税制改革とそれ以後の税制改正の動向

昭和 62 (1987) 年に始まる抜本的税制改革は、税制全般にわたって、シャープ税制以降の様々な改正や特別措置の創設等によって生じた歪みやひずみを解消するとともに、社会経済情勢の変化にも対応できる長期安定的な税制を構築することを目標として、「公平」、「公正」、「簡素」、「選択」、「活力」、「中立」、「国際化」といった観点から検討され、紆余曲折を経て実施に移された。この抜本的税制改革は主に昭和 62 年と 63 (1988) 年の 2 年にわたって行われたのであるが、主要な改正事項として次のようなものがあげられる。

- ① 消費税（多段階累積排除型の付加価値税）の創設と個別間接税の整理
- ② 所得税の税率構造の簡素化・フラット化（最高税率の引下げ、税率ブラケットの数の減少と幅の拡大）と課税ベースの拡大（マル優等の少額貯蓄非課税制度の改組、有価証券譲渡益の原則課税化）
- ③ 法人税の税率の引下げと配当軽減措置（軽減税率）の廃止
- ④ 相続税の課税最低限の引き上げ

この抜本的税制改革（以下この節で「抜本改革」という）以後の所得税の改正の動きを主だったものについて見てみると次のようになる。

第一に、所得税の累進税率の構造については、抜本改革で 10% から 50% までの 5 段階に簡素化・フラット化されたが、平成 6 (1994) 年 11 月の改正では、税率ブラケットの幅の拡大により更なる累進緩和が図られ、平成 11 (1999) 年度には「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」（平成 11 年法律第 8 号。以下「負担軽減措置法」という）により最高税率が 37% に引き下げられた⁽²⁶⁾。さらに、平成 18 (2006) 年度税制改正において、いわゆる三位一体の改革の一環として国から地方への税源移譲が所得税及び個人住民税の税率構造の変更により行われ、所得税の税率構造は、5% から 40% までの 6 段階となった⁽²⁷⁾。

(26) 負担軽減措置法では、個人所得課税の最高税率を所得税と個人住民税合わせて 50% にすることとされ、所得税の最高税率は 37%（個人住民税は 13%）とされた。

(27) 個人住民税は、原則として一律 10% の定率課税とされた。

第二に、有価証券譲渡益については、抜本改革では、原則課税化に当たり、株式等の譲渡益が長年にわたり原則非課税であったが故に納税者自身も課税当局も取得価額等の把握ができていないといったケースが多くあると考えられたことや、原則課税化に伴う市場への影響等の激変緩和を図る等の観点から、申告分離課税と源泉分離選択課税の二本立て課税が採用された。しかし、その後、こうした二本立て課税の仕組みが意図的な節税手段として使われるケースが問題となったほか、有価証券取引税が廃止された（平成 11（1999）年）こともあり、平成 15（2003）年からは申告分離課税に一本化された。これにあわせて逐次金融所得課税の一体化が進められ、上場株式等の配当等については幅広い申告不要制度（実質源泉分離）の導入等が行われている。なお、このほかにもいわゆる先物取引の差損益について申告分離課税が導入されたが、利子所得については源泉分離課税が、公社債譲渡益については非課税制度が、それぞれ従来のまま存置されている。

第三に、少額貯蓄非課税制度については、抜本改正時に従来のマル優制度が原則廃止となり、老人等に対する少額貯蓄非課税制度に改組されたが、その後平成 14（2002）年度の税制改正で、さらに障害者等を対象とする少額貯蓄非課税制度に改組され、少額貯蓄非課税制度については漸次その縮減が進められている。

抜本改革以後、所得税以外でも様々な改正が行われてきた。平成 3（1991）年には地価税が創設された⁽²⁸⁾ほか、消費税については課税の適正化（平成 3 年、平成 15（2003）年）や税率の引き上げが行われ、法人税については税率引下げと課税ベースの適正化（平成 10（1998）年）、時価会計の導入（平成 12（2000）年）、企業組織再編税制の整備（平成 13（2001）年）、連結納税制度の導入（平成 14（2002）年 7 月）などが行われ、相続税・贈与税については相続時清算課税制度（累積課税）が特例措置として一部復活（平成 15（2003）年）している。

(28) 地価税は、1998（平成 10）年以後、「当分の間」凍結されている（租税特別措置法 71 条）。

3 シャウプ税制以後の税制改正の方向

こうしてシャウプ税制以後の税制の推移を見てみると、わが国の税制の骨格となったシャウプ税制の基本的な修正の波は、昭和20年代後半から40年代でほぼ終わったように見える。この間における所得税は、有価証券譲渡益等の非課税化、利子・配当所得の総合課税からの乖離などの資産課税の後退（すなわち、課税ベースの縮小及び総合課税の後退）と累進税率の強化により、分類所得税化と労働所得税化の道を歩んできたと評価される⁽²⁹⁾。また、シャウプ税制が意図した所得税と法人税との統合の仕組みの崩壊や、遺産・贈与税の変質により資産の移転・蓄積の歯止めの弱体化などが指摘される。

こうしたシャウプ税制の修正が一段落した後、抜本的税制改革が行われ、消費税の創設、累進税率のフラット化、株式等譲渡益課税の復活、資産合算特例の廃止、マル優の原則廃止（一般→老人等→障害者等）、金融資産所得の分離課税・一体化などが行われ、現在に至っている。こうした抜本改革以後の流れは、課税ベースの拡大等により広く公平に負担を求めるとともに、累進税率の緩和や金融所得等の分離課税化などにより経済活動や自由な選択を阻害しない制度へと転換してきている過程といえる。

特に、近年は、少子・高齢化、人口減少社会への突入など社会経済の構造が著しく変化してきており、加えて、ITの急速な発達とグローバル化の進展等により取引の手段・速度・範囲が格段に拡大化・高度化し、その多様化も進んできている。こうした社会経済の変化に対応する観点から、社会制度、法制度、経済環境などにわたる広範なインフラ整備が行われつつある。また、国民の平等感・公平感も、垂直的公平・水平的公平といった観点に加え、機会の平等・結果の平等が議論される展開となっており、「個」が尊重され、多様性が重視されるとともに、自由な活動を妨げてきたくびきを取り払おうとする動きが活発化きている。こうした経済社会の変化に伴い、税制においても、公平を確保しつつ、自由な選択を妨げない、選択に中立な税制という

(29) 宮島・前掲注(16)127頁-139頁。

ものが更に求められつつある。

いずれにしても、大きく見れば、わが国の税制と執行の歴史は、経済社会の変化に対応し、税收の確保と公平な税負担を実現するための取り組みの歴史でもあったといえるのではなかろうか。

第2章 主な課税理論の概要等

第1章で見てきたように、わが国の所得税制は、包括的所得税論を基盤に据えたシャープ勧告に基づく税制改革等を経て整備され、半世紀を超える時の流れの中でその姿を変えつつ現在に至っている。そうした中で、所得税を支えてきたといわれる包括的所得税の理論や仕組みが現実の法制度を説明しうるのか、また、将来の状況変化に対応できるのかといった疑問が呈されて久しい。その間、課税理論の分野でも包括所得税論に代わるいくつかの課税理論の提案や実践が行われてきており、わが国においても、こうした課税理論に基づく税制の構築を視野に置いた議論がなされてきた。

このような状況を踏まえ、本章では、現在「あるべき税制」の構築に向けた検討や取り組みが行われつつある中で、今一度原点に立ち返り、包括的所得税を含めたいくつかの課税理論について、わが国の所得税への導入等の可能性を探るための手がかりとする意味合いも含め、既に表されている研究成果等を基に、主要な課税理論の概要やそれぞれの問題点などを簡単に整理しておくこととする⁽³⁰⁾。

第1節 包括的所得税論

1 包括的所得税の概要

包括的所得税を簡潔に表せば、課税ベースとなる所得を包括的所得概念でとらえ、これを総合して課税するもの（包括的所得概念＋総合所得税）とすることができる。

この包括的所得税の最大の特色ともいえる「包括的所得概念」の理論は、取得型（発生型）所得概念の一つであり、ヨーロッパ諸国で採用されてきた

(30) この章の課税理論の整理に当たっては、宮島洋教授の『租税論の展開と日本の税制』（前掲注（16））を参考にさせていただいた。なお、主要な引用部分等については、別途脚注で明らかにしている。

制限的所得概念（所得源泉説⁽³¹⁾）に対する批判⁽³²⁾から生まれたものと言われている。包括的所得概念は、19世紀後半にドイツのシャンツ（G. V. Schanz）などにより提唱され、1920年代にアメリカでヘイグ（R. Haig）、サイモンズ（H. C. Simons）により発展したことから、「シャンツ・ヘイグ・サイモンズ概念」とも呼ばれ、1世紀以上を経過した今日においても最も有力な課税理論という立場を失ってはいない。

この包括的所得概念の考え方をよく表すものとして知られているのがサイモンズの定義である。これに拠れば、所得は「消費に用いられた権利の市場価値と期首・期末間における保有財産権価値の変化の代数和」と定義され、これを算式で表すと「所得＝消費＋資産純増」となる⁽³³⁾。この定義の文言からも明らかなように、従来の所得源泉説のような所得の稼得面（源泉・発生の態様等）ではなく、消費や資産の増加といった所得の処分面に着目して所得を捉えようとするところに特徴がある。そのため、包括的所得概念においては、稼得場面での所得の源泉、形態、実現タイミング、獲得方法、経済的性質などの特性・異質性などは捨象され、担税力を表す課税ベースは、経済力の増加に寄与するあらゆる所得を算入し、それをすべて総合して計算することになる⁽³⁴⁾。したがって、反復的・継続的な利得だけでなく一時的・偶発的な利得も所得に含まれるとともに、所得の稼得形態の如何にかかわらず、同額の経済的利得は同等の担税力を持つという認識に立つことになる。

(31) 所得源泉説は、一定の源泉から周期的に生ずるインカム・ゲインのみを所得として定義するものである。さらに、源泉の異なる所得の異質性に担税力の相違を認め、その相違に応じ各種所得にそれぞれの比例税率で課税する（分類所得税）という形をとる。

(32) 宮島洋教授は、当時の包括的所得税の支持者による所得源泉説に対する批判として、①キャピタルゲイン（非周期的所得）も経済力の増加に寄与し、これを非課税とすることは租税回避行動を刺激すること、②異質の所得といえども同額の所得は同等の経済力を有すること、③所得源泉の多様化と同一納税者の複数所得の獲得の一般化が進み、担税力の指標はこれらを総合して把握する必要があることをあげている（宮島・前掲注（16）6頁）。

(33) 宮島・前掲注（16）4頁。

(34) 宮島・前掲注（16）5頁－6頁。

そして、金子宏教授は、このような包括的所得税が今日でも支持される理由として、次の3点⁽³⁵⁾をあげておられる⁽³⁶⁾。

- ① 一時的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが、公平負担の要請に合致する。
- ② すべての利得を課税の対象とし、累進税率の適用のもとにおくことが、所得税の再分配機能を高めるゆえんである。
- ③ 所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度のもつ景気調整機能が増大する。

2 包括的所得税に対する批判

有力な課税理論としての評価を受け、実際に採用する国も多数に及ぶ包括的所得税ではあるが、その反面、現実に制度化されているが故により多くの批判もなされている。こうした批判の中で最も一般的と思われるのが、理論的枠組みと実際の制度・執行との間の乖離に関するものではなからうか。

わが国の所得税を念頭にこうした批判のうち主なものを取り上げるとすれば、第一に挙げられるのは、帰属所得や移転所得に関するものであろう。純資産増加説に拠るならば、市場を通じて得られる所得ばかりでなく、市場を通じない帰属所得なども所得に含まれるのであるが、現実には、帰属家賃・帰属地代などは課税対象から除外されている⁽³⁷⁾。

第二の批判としては、未実現所得に関するものが挙げられる。純資産増加

(35) 金子・前掲注(15)190頁-191頁。

(36) 宮島洋教授は、包括的所得税支持者の主張に見られる税制論・租税政策論としての意義を①課税ベースの包括化と各種所得の等しい扱いにより水平的公平を達成すること、②累進税率構造(人的控除から構成される課税最低限を含む)の適用により垂直的公平を実現すること、③課税ベースの包括化と総合化により平均税率の引き下げと累進税率の緩和を図り、労働供給、貯蓄、事業意欲等への経済的阻害効果を最小限に抑えるとともに、脱税行動への刺激を弱めて執行問題の改善を図ること、とまとめている(宮島洋・前掲注(16)6頁)。

(37) 帰属所得に対する課税の例としては、たな卸資産を自家消費した場合の時価相当額の総収入金額算入(所得税法39条)があげられる。

説では、2時点間の経済力や資産の純増加を所得として認識する。この場合、資産の評価益はいわば未実現の状態に置かれているのであるが、こうした未実現の利得に対しても課税するというのが純資産増加説の立場である。しかしながら、現実には、未実現利得に対する課税は一部の例外⁽³⁸⁾を除いては行われておらず、資産の譲渡等により所得が実現したときに課税するのが一般的な姿となっているため、課税繰延べによる税負担回避の発生の温床とされている。

第三には、インフレ調整の問題に関する批判が挙げられる。包括所得税では経済力の増加を担税力の基準とすることから、課税ベースとなるのはインフレ調整後の実質所得となるべきである。名目所得で課税をすれば、ブラケットクリープ（より高い税率階層への駆けあがり）や資産のインフレ利益に対する課税の発生、減価償却資産の再取得価額の確保の困難化など⁽³⁹⁾の問題が生じることになる。しかし、こうしたインフレ調整は行われていないのが現状である。

第四には、所得把握の困難性についての批判があげられる。インフレの進行や高額所得への高率課税により租税回避誘引が大きくなり、クロヨンとかアングラ経済の拡大といった問題が大きくなる。個々の国民の所得を課税庁がすべて把握することは行政コスト等⁽⁴⁰⁾の実際面を考慮すると困難と言わざるをえない。

以上主な批判をあげてみたが、上記第一から第三の批判については、その背景に評価の困難性や行政コスト等の問題が大きなウェイトを持っており、むしろこうした問題こそが包括的所得税の実質的な批判の原因となっている

(38) 例えば、棚卸資産の贈与・遺贈又は低額譲渡があった場合の時価相当額の総収入金額算入（所得税法 40 条）などがある。

(39) このほか、具体的な例として①キャピタルゲインは実質ロスでも課税される場合があること、②受取利子では資産価値の実質減が、支払利子では債務の実質価値の減が生じること、③在庫評価の際のインフレ益の混入、帰属所得などの所得評価の困難性などが指摘される（宮島・前掲注（16）12 頁－17 頁）。

(40) 具体的には、資料情報、納税者番号、調査等の行政コストやプライバシーの問題などがあげられる。

といってもあながち誤りではないように思われる。

第2節 支出税論

1 支出税の概要

支出税の主張は歴史的には古くから行われていたといわれる⁽⁴¹⁾。最近では、昭和 49 (1974) 年のアンドリュースの論文⁽⁴²⁾に影響を受けた格好で、1970 年代後半から次々と消費型所得税を支持する勧告等が発表され⁽⁴³⁾支出税復権の様相を呈するに至った⁽⁴⁴⁾。こうした支出税論の台頭の背景には、包括的所得税に対する理論上の欠陥、税務執行の困難さ、現実の制度の混乱とハイブリッド化などの批判や実態認識があったとされている。

支出税は、包括的所得概念や所得源泉説が取得型（発生型）所得概念であるのに対し、消費を基準とした処分型（消費型）の所得概念をベースにしている。また、支出税は、個人に対する直接税の課税ベースとなる個人の支払い能力又は担税力の基準として、包括的所得税における「所得」よりも「消費」の方が適切であるという考えに立って構成される「消費を課税ベースとした個人直接税」といわれている。

この支出税の根底にあるのは上に述べたように課税ベースとしては消費の方が優れているという「消費ベース優位論」であるが、その根拠は次のようにまとめられている⁽⁴⁵⁾。

(41) 支出税の系譜は、古くはホブスの『リヴァイアサン』（1651年）にまで遡り、20世紀初頭から1930年代にかけてのアーヴィング・フィッシャー、1950年代後半のカルドアへと続くといわれる（宮島洋・前掲注（16）26頁-27頁）。

(42) Andrews W. D (1974) “A Consumption-Type or Cash Flow Personal Income Tax” Harvard Law Review, Vol. 87, No. 6.

(43) こうした勧告等には、1976年のロディン報告（スウェーデン）、1977年のブループリント（アメリカ財務省）、1978年のミード報告（イギリス）がある。

(44) こうした動きが起こった背景や包括的所得税に対する批判については、宮島・前掲注（16）27頁に詳しい。

(45) ここで紹介している「消費ベース優位論」の内容は、宮島・前掲注（16）28頁-29頁によっている。

その第一は、包括的所得税の課税ベースよりも、単純、明確、現実的であるとの主張である。すなわち、包括的所得税における純資産増加というような観念的な経済力（いわば、潜在的消費能力）ではなく、市場で評価される実際の消費力の行使額（消費額）を課税ベースとしている点で優れているとされる。

第二は、効用（厚生）アプローチからの優位性の主張である。すなわち、包括的所得が同一であっても嗜好等の違いにより効用は区々であることから、公平の基準は（包括的所得ではなく）効用で評価するのが適切であり、それを表すには課税ベースを消費にするのが適切であるとされる。

第三は、ライフサイクルの視点から見た優位論である。これは、簡単に言えば一世代モデルを使い「生涯稼得所得は生涯消費に等しい」という前提の下で、生涯を通じてみれば、消費を課税ベースとする方が、毎年の所得や税負担を問題とするよりは、負担の平準化や公平の要請に適うとするものである。

このような優位論とは別に支出税の利点はさまざま挙げられている⁽⁴⁶⁾が、ここでは以上に止めるとして、次に、こうした支出税理論の一般的な前提について簡単に列挙しておくこととする。

- ① 将来の稼得所得や利率が確実に予想できること及び資本市場の完全性が確保され流動性制約が存在しないこと（貯蓄利率と同率での借入れ可能な状態）。
- ② 生涯にわたり税率（課税最低限が無い比例税率）等の政策的変更がないこと。
- ③ 将来の稼得所得、消費、税額をすべて現在価値に割り引いて表現すること。

(46) 例えば金子宏教授は、①現在の消費と将来の消費との間で中立性を維持しうる、②生涯所得を基準とした場合に税負担の公平を維持しうる、③ライフサイクルを通じて税負担が平準化される、④投資と貯蓄を奨励する効果があるなどを指摘している（金子宏「所得税の理論と課題」金子宏編著『所得税の理論と課題[2訂版]』5頁（税務経理協会・2001））。

- ④ 生涯稼得所得の現在価値が等しい納税者を取り上げることにより、事前の水平的公平を判断の基準とすること。

支出税の論拠等は以上のとおりであるが、次に、支出税の基本的な仕組みを見てみることにする。支出税の課税ベースは先に述べたように消費であるが、具体的課税ベースの算定に当たっては、消費支出そのものを積み上げるのではなく、消費の資金源泉又は消費に充てられる資金の額から課税ベースを算定する方法（資金フロー法）を採っている。この資金フロー法を厳格に適用するのが適格（登録）勘定方式⁽⁴⁷⁾であり、資金フローのうち資産項目や借入項目を除いて計算するのが前納（非登録）勘定方式⁽⁴⁸⁾である。これらの方式の概要はそれぞれ次のようになっている。

（1）適格（登録）勘定方式

適格（登録）勘定方式による課税ベースの計算は「資金流入合計額－非消費的資金流出合計額」という算式で表される。

- （注）1. 上記算式の「資金流入」には、資産所得（利子、配当、賃貸料（帰属所得を含む）など）、資産売却収入（元本＋キャピタルゲイン）、貯蓄引出し、借入れなども含まれる。
2. 上記算式の「非消費的資金流出」には、資産購入、貯蓄、借入れ返済（元本＋支払利子）なども含まれる。

この方式によれば、資産の購入や貯蓄などの非消費的資金流出は全額控除となり、資産の売却や貯蓄の引出しなどの資金流入は全額算入される。したがって、例えば、「貯蓄」した金額は消費されるまで課税が繰延べられることになる。また、仮に耐久消費財が「資産」とされるなら、その購入時には貯蓄引出しや借入れにより用立てた購入資金が算入されると同時に

(47) この方式は、支出税の基本的な考え方をよく示したものであり、適格 (qualified) 勘定はブループリントにおける呼称であり、登録 (registered) 勘定はミード報告における呼称である。

(48) この方式は、Andrews W.D・前掲注 (42) の考え方に基づくものである。前納 (tax prepayment) 勘定はブループリントにおける呼称であり、非登録 (unregistered) 勘定はミード報告における呼称である。

耐久消費財の購入額は全額控除されるため、結果的に両者が相殺されることになる。

なお、この適格（登録）勘定方式については、実行可能性の面から、①資産（貯蓄）・借入れに関する情報の納税者・課税当局の双方による完全なモニターの必要性（管理、記録、調書等の手間が膨大）、②全面的申告納税の必要性（源泉徴収は実際には不可能）、③耐久消費財の帰属所得の評価・算入の必要性といった問題が指摘されている。

（2）前納（非登録）勘定方式

前納（非登録）勘定方式の課税ベースは、「一定条件の下では、資産（貯蓄）・借入れ項目を支出税の計算から除外しても結果は同じ」という考えに基づいて、上記（1）の算式の中から、同算式の（注）1.及び2.に例示した各項目を除外して課税ベースを算出する方法である。したがって、資産所得（利子、配当、賃貸料（帰属所得を含む）など）、資産売却収入（元本＋キャピタルゲイン）、貯蓄引出し、借入れなどはその時には課税ベースを構成しないことになるが、反対に、資産購入、貯蓄預け入れ、借入れ返済（元本＋支払利子）などがあっても控除されないことから、例えば、資産購入（貯蓄）の場合は控除の否認により支出税の前納の効果が、借入れの場合は支払利子・元本返済額の控除否認により支出税の後払いの効果があり、支出税の支払い時期の相違により負担の平準化が図られることになる。

そして、この方式を徹底させた場合の支出税は、むしろ労働所得税と同じものとなることが指摘されている。

また、この前納（非登録）勘定方式の登場により、適格（登録）勘定方式で指摘されていた実行可能性の面からの欠点（上記（1）のなお書き参照）は、ほぼ解消されたとも言われる。

2 支出税に対する批判

前納（非登録）勘定方式の提唱により、格段に実行可能性を増したといわれる支出税ではあるが、それでも様々な批判や問題が解消したわけではな

い⁽⁴⁹⁾。以下では、宮島教授の分析に従い、理論的側面及び実際の側面からの支出税の批判等を概観する。

(1) 支出税論に対する理論的批判等⁽⁵⁰⁾

支出税論に関しては理論的な側面等から次のような批判がされている。

- ① 消費と貯蓄の区分は必ずしも明確でない（例えば、住宅等の耐久消費財の購入は資産の取得か住宅サービスの消費か、贈与・遺産等の資産移転は消費支出か非消費支出かなど）こと。
- ② 純理論的な効用アプローチの租税論・租税政策への適用の困難さや、資産（貯蓄）から得られる将来消費の効用とは別の効用・満足（例えば、安全、独立、地位、機会等）の存在と次世代が得られる効用からの影響（遺産・贈与）の評価・取扱いの困難さ。
- ③ 遺産・贈与の存在を考えれば、一世代モデルによる「生涯稼得所得＝生涯消費」という前提は非現実的であること。
- ④ 上記のほか、枠組みの前提について、将来の確実性・市場の完全性、生涯の税率不変等の非現実性といった問題及び税負担の公平は事前の水平的公平のみならず、結果・成果といった事後の水平的公平や垂直的公平をも含むものではないかという疑問。

(2) 現代的支出税の実践的な問題等⁽⁵¹⁾

1970年代後半に次々と発表されたロディン報告、ブループリント、ミード報告など⁽⁵²⁾は、いずれも適格勘定方式を基本としつつ、前納方式を導入しようとしている（折衷型）点で現代的支出税といわれる。こうした現代

(49) 金子宏教授は、支出税の問題として、①消費抑制的に働き有効需要を減退させること、②生涯所得に対する公平が維持されるのは規則的な消費性向を持った人々に限られること、③巨大な富の増殖を放置することになること（その防止のためには重い相続税を課すことが必要であるが、実際問題として困難であり、経済的階級分化促進の可能性があること）、④制度の執行が容易でないことなどをあげている（金子・前掲注（46）5頁）。

(50) 宮島・前掲注（16）30頁－31頁を参照。

(51) 宮島・前掲注（16）42頁－48頁を参照。

(52) これらの勧告等は、前掲注（43）に掲げている。

的支出税の提案について、実際的な側面からの問題等を見てゆく。

① 租税回避

特にブループリントのように前納勘定の自由な選択が認められる場合には、キャピタルゲイン不算入、税率の変化に応じた勘定方式の選択、同一課税年度内での勘定間クロス取引などの利用により、租税回避が起りやすくなる⁽⁵³⁾。また、このような不公平の発生を防止しようとするれば、適格勘定に偏り、実行可能性の問題が大きくなる。

② 遺産・贈与の扱い

貯蓄の一部は贈与・遺産の形で主に次世代に移転することになる。この場合、受取人は消費時に課税されることになるが、移転者については、それを消費機会の放棄と考えるか⁽⁵⁴⁾、自らの満足を得るためにした消費の一形態と考えるか⁽⁵⁵⁾により課税に差が出る。世代を超えた資産移転に対して公平性を保つためには遺産・贈与に対する把握面も含めた課税強化が必要とされるが、現在のところ必ずしも単純、明確、統一的な方式は確立されていない。

③ その他

上記のほか、特別優遇措置の存在や税務行政の観点からの問題の指摘がある。例えば特別優遇措置に関しては、キャピタルゲイン、公的・私的年金、住宅ローン税額控除などの既存の特別措置の廃止は困難を極めるであろうことや、税務行政の面では、キャピタルゲイン発生時課税・減価償却・在庫評価・インフレ調整が不要となって行政コストの低下や

- (53) 具体的には、資産価値の不変性の前提の下では、前納勘定（売却額不参入）を利用してキャピタルゲインを非課税のまま消費することができること、税率低下予想の下では適格勘定での資産購入・前納勘定での借入れにより負担軽減が可能となること、同一課税年度内で前納勘定での短期資産運用を絡めた勘定間クロス取引を行うことにより課税ベースの削減が可能となることがあげられている。
- (54) 非消費支出として控除されることになれば、適格資産の場合には、購入（貯蓄）時控除（課税延期）のため、再控除により非課税に転化することとなり、意図的租税回避が発生する可能性がある。
- (55) この場合は、消費として課税されることとなる。

税制の簡素化につながる反面、適格勘定の場合のコストの増大、前納勘定を利用した租税回避の発生、給与所得の源泉徴収の効果の激減（無意味化）、すべて自己申告制度となり、税率上昇（同じ税込）による脱税誘引・機会の増大等の問題の深刻化が懸念される。

第3節 最適課税論

1 最適課税論の概要

先に見たように、包括的所得税は、基本的に、所得の源泉や形態等に相違があっても同じ金額の所得は同じ担税力を持つという考えに立っている。これに対し、同じ所得ベースを前提とするものであっても、分類所得税は、水平的公平の観点から所得種類別の差別課税を行うものであり、こうした観点に立つ従来からの一般的な主張は「勤労所得軽課、資産所得重課」である。このような従来からの主張は、概ね財政学の立場から課税の公平を重要視する考えに立って行われてきたのであるが、一方では、主に理論経済学の立場から、課税が資源配分の効率性に与える影響を問題視し、市場による資源配分の効率性を阻害しない中立的な課税こそが最も重要な条件であるとの考えが主張されてきた。こうした資源配分の効率性を重視した考えに基づいて構築された課税理論が最適課税 (Optimal Taxation) 論といわれるものである。

したがって、最適課税論の目指すものは、資源配分を歪めない中立的な課税であり、言葉を代えれば、納税者の様々な経済行動（消費と貯蓄、労働と余暇、消費パターンの選択等）に対してなんら攪乱的な影響を及ぼさない課税⁽⁵⁶⁾ということができる。

最適課税論の対象となるのは所得税だけではないが⁽⁵⁷⁾、ここでは研究の対

(56) 宮島・前掲注(16)105頁を参照。

(57) 最適課税論は消費税の分野においても主張される。例えば最適課税論に基づく付加価値税は、包括ベースで各種の財・サービス需要の価格弾力性に反比例した税率構造を持った付加価値税となる。これについては、複数税率構造、極めて強い負担の逆進性(必需品の高税率化⇒垂直的公平の否定)、すべての価格弾力性の測定困難、

象が所得税であるので、以下では所得税の分野に限って最適課税論を見ていくこととする。

最適課税論に基づく所得税は、包括的な課税ベースを持ち、課税に対する生産要素（労働、資本、土地など）の供給の変化率を不変に保つ要素所得税（分類所得税）という姿になると考えられる⁽⁵⁸⁾。したがって、すべての生産要素が課税に対して供給の弾力性を有し、その弾力性が生産要素ごとに異なるとすれば、供給弾力性の小さいもの（例えば労働所得）ほど高率の課税が行われ、供給弾力性の大きいもの（例えば金融所得などの資産所得）ほど低率の課税が行われることになる。この最適課税論が採用されれば、課税による歪んだ資源配分が解消され、市場での所得分配に基づいた公平な課税が行われるとともに、市場原理に基づいた効率的な経済に近づくことになるため、経済発展を阻害しない（あるいは、発展に寄与する）という効果が期待される。

このように、当初は、課税の中立性のみに偏りがちだった最適課税論ではあったが、近年になってわが国でも、中立性と垂直的公平との調整を図る試みが行われている。それは、消費需要や生産要素供給の弾力性に加え、消費や要素所得の分配特性（所得階級分布など）も考慮しつつ、プライオリティー（優先順位）やウェイト付けを行う実証研究である⁽⁵⁹⁾。また、こうした最適課税論を理論的なベースとした二元的所得税論⁽⁶⁰⁾などの実践・研究が行われている。

2 最適課税論に対する批判

最適課税論に対しては、主に実行可能性や公平の観点からの批判がある。例えば、①仮に、生産要素の弾力性がすべて異なるとすれば、その測定は行

経済の変化に伴う恒常的な見直しというデメリットも指摘されている。

(58) 宮島・前掲注(16)108頁を参照。

(59) こうした取り組みや主張は、本間正明教授などにより行われている。

(60) 二元的所得税については、次節で触れる。

政コストなどの面から事実上困難であること、②供給弾力性の小さいとされる労働所得ほど高税率になり、反面、供給弾力性の大きいとされる資産所得などが軽課され、従来から支持されてきた「労働所得軽課、資産所得重課」という担税力基準の分類所得税的発想と真っ向から対立することになることなどがあげられる。

こうした批判や問題のほかにも、更に考慮すべき事項として、税務行政コスト（所得把握の難易）、納税コスト、弾性値の変動性、国際的移動の可能性、耐インフレ性、実現タイミングなどのパターンも異質性の要素として取り入れるべきという提言や、所得区分の細分化（例えば、常用雇用と臨時雇用、金融資産所得と実物資産所得、農業所得と非農業事業所得など）と複雑化を招くといった指摘もある⁽⁶¹⁾。

さらに、最適課税論に基づく所得税は分類所得税となることから、分類所得税一般に対する批判として、①経済取引の複雑化・高度化により所得の源泉・態様が多様化しており、これに応じて所得を分類することは困難、②所得を分類できたとしても、その間の担税力を定量化することは困難、③担税力が定量化できたとしても、これに適用する税率をどうすべきか（比例・累進の別やその水準など）、④人的控除（課税最低限）をどう適用するかなどが指摘されている⁽⁶²⁾。

第4節 二元的所得税論

1 二元的所得税の概要

二元的所得税は、1990年代前半に、スウェーデン、ノルウェーなどの北欧諸国で相次いで採用された。従来から忠実な包括的所得税を採用していたこうした国々において二元的所得税への移行が起こった背景には、①優遇された帰属家賃課税と負債利子控除制の下での高インフレに伴う金利高騰により、

(61) こうした問題の指摘は、宮島・前掲注(16)109頁-110頁によっている

(62) ここで掲げた分類所得税に対する批判は、金子宏・前掲注(46)6頁による。

高額所得者の必要以上の住宅投資と借入金利子控除を通じた租税回避が増加し、税収の減少と負担の公平の阻害が問題となったことや、②総合課税により高率の限界税率が適用される累進構造の下で、金融のグローバル化の急激な進展により、いわゆる「足の速い」資本所得の海外逃避が生じたことなどがあげられている⁽⁶³⁾。こうした背景を念頭に置きながら、まず、二元的所得税の基本構造を見ることとする。

二元的所得税は、基本的に、勤労所得（人的資本から発生する所得）と資本所得（金融資産、実物資産等から発生する所得）を分離して課税するものである。そして、勤労所得には超過累進税率を、資本所得（法人所得を含む）には勤労所得の最低税率と同程度の水準に設定された単一比例税率を適用するというものである⁽⁶⁴⁾。

このように、法人所得は基本的に資本所得として単一比例税率の適用を受けるのであるが、個人の事業所得等の場合は、それを勤労所得と資本所得に区分⁽⁶⁵⁾した上でそれぞれに課税されることになる。こうした構造を採る背景

- (63) こうした二元的所得税導入の背景については、馬場義久「スウェーデンの二元的所得税—その到達点と日本への教訓—」・野村容康「ノルウェーの二元的所得税」・森信茂樹「二元的所得税と金融税制一元化—残された問題」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』6頁—9頁、31頁—36頁及び232頁—233頁（日本証券経済研究所・2004）を参照。
- (64) 馬場義久教授はこの基礎にある二元的所得税論を「第一に、勤労所得税と資本所得との課税バランスの問題に関しては、生涯支出税論と最適課税論の理論成果を吸収して、勤労所得税重課論・資本所得軽課論を導き、第二に、各資本所得間の課税については、「実効ある」資本所得税の構築＝租税回避誘引の少ない資本所得税制の構築という観点から、各資本所得を低率で等しく課税する方式を提案している」とまとめている（馬場・前掲注（63）1頁—30頁）。
- (65) ノルウェーの場合は個人企業の経営者や非公開企業の経営者の所得が、スウェーデンの場合は個人企業の経営者の所得が、それぞれこの区分課税の対象となる。ノルウェーの場合には、この区分計算の方法は split-model といわれ、まず、これらの企業が保有する資本ストックに帰属収益率を乗じて帰属資本所得を算出し、次に、事業活動により生じた所得の総額から帰属資本所得を控除して帰属勤労所得を算出する。そして、資本ストックに係る帰属収益率は、毎年度ごと議会で改定される。また、スウェーデンにおいてもほぼ同様の方法により区分計算が行われる（馬場・前掲注（63）15頁—16頁及び野村・前掲注（63）43頁—44頁）。

には、法人税と個人資本所得税との完全統合⁽⁶⁶⁾が理念として存在しているといわれる。

そして、二元的所得税が発信した（あるいは、意図した）ものを、馬場義久教授は、①所得税体系において勤労所得税を主役に置き、資本所得税制を脇役に据えること、及び②租税回避誘引の少ない実効ある資本税制を構築することの2点にまとめられている⁽⁶⁷⁾。

2 二元的所得税に対する批判

二元的所得税に対しては、すべての所得、特に個人事業者などの所得を勤労所得と資本所得とに区分することの理論・現実の両面からの難しさ⁽⁶⁸⁾といった問題や、従来からの担税力認識に基づく「勤労所得軽課・資産所得軽課」という考えからの金持ち優遇といった批判がある。

(66) スウェーデンでは法人段階・個人段階のいずれにおいても調整は行われていないが、ノルウェーにおいては、個人段階の配当所得はインビュテーション方式により完全調整され、株式のキャピタルゲインと法人の課税済み留保所得に係る二重課税はRISK方式により調整されている（馬場・前掲注（63）15頁及び野村・前掲注（63）41頁～42頁）。

(67) 本文①の役割分担については、税収の8割を占める勤労所得税の重視により税収調達と所得再分配の機能を発揮させ、資本所得税は i) 担税力の観点からは、資本所得の多くは二次的所得（課税済みの勤労所得と遺贈を源泉）、ii) 資本所得の生涯所得に占める割合は小さく、生涯所得の不平等の主因ではない（勤労所得、遺産のウェイトが大きい）、iii) 包括的所得ベースでは利子控除・ロス控除も広く認めなければならない、税収調達・所得再分配機能が弱い、iv) 資本供給は労働供給に比し弾力的であり、高率課税では資金の海外逃避が起こる、v) 高率課税にするとキャピタルゲインのロックイン効果が強まるなどの理由から、脇役に据えるとしている。また、本文②の租税回避に関しては、単一税率と利子・ロス控除で租税回避誘引を少なくできる（単一税率、利子・ロス控除の下では、租税裁定を防げる。また、資本所得種類間の弾力性の違いによる差別税率の設定は実際上困難）、単一比例税率の効用は大である（資産所得については家族間の所得分割防止効果、法人と個人との間の負担調整が容易、キャピタルゲインなどの累進税率適用に伴う負担調整措置が不要）としている。いずれも馬場・前掲注（63）25頁～26頁による。

(68) 実際に二元的所得税を採用しているスウェーデンやノルウェーでも、勤労所得と資本所得の区分計算の基礎となる資本ストックの額や資本収益率については、その選択・決定を巡って議論や問題があることが指摘されている（馬場・前掲注（63）16頁及び野村・前掲注（63）55頁～56頁）。

また、二元的所得税が生涯支出税論と最適課税論の理論成果を吸収して生まれた分類所得税の性格を持つことを考えれば、前節の2で掲げた分類所得税に対する批判も適合する面があると考えられる⁽⁶⁹⁾。

(69) この点に関し、金子宏教授は、金融資産の多様化に伴い金融収益の適正な把握が困難になっている状況の下では、行政実行可能性及び税制の投資中立性の観点から、資産性所得を分離して課税することは実際問題としては止むを得ないとした上で、北欧の二元的所得税の制度も参考に値するとの評価をされている(金子・前掲注(46) 6頁-7頁)。

第3章 包括的所得税からの乖離と 新たな課税理論採用の可能性

現在のわが国の税制は、所得税・法人税、消費税、相続税などの存在に見られるように、歴史や現実の経済社会の上に立って、必要な財政需要を満たす財源を安定的に確保するとともに、課税が国民生活や経済活動に対し偏った影響を与えることのないよう、所得・消費・資産のそれぞれを課税ベースとし、これらに対する課税を適切に組み合わせる（タックス・ミックス）という税体系を採っている。

このようなタックス・ミックスの税体系については、所得・消費・資産に対する最適な課税のバランスはどのような状態なのかを具体的に判断しづらく、また、仮にある時期や局面で最適バランスが認識できたとしても社会経済の変化等によって絶対的なものとはなりえないなどの問題が指摘できるが、現在でも多くの国々でタックス・ミックスの税体系が採られている。

わが国においても、税体系全体としての課税ベースの広さ・多彩さや今後の少子・高齢化の進展、国民の意識・行動の多様化などの社会経済情勢の変化等への対応ということを考えれば、所得、消費又は資産のいずれかに対する単一税構造というスタイルの税体系を選択する余地はほとんどないと考えられ、今後の税制のあり方についての議論もタックス・ミックスの税体系というものを前提として行うことが不可避であり、また適当でもあると考えられる。

タックス・ミックスの税体系の中では、基本的に、所得・消費・資産に対する課税のそれぞれが、他の税と全く無関係に存在することは考えられない。すなわち、所得・消費・資産の課税のバランスは常にその時々々の社会経済情勢や財政状況等を踏まえて検討されなければならないし、同時に、税体系の中でそれぞれの税が担うべき役割や長所・短所を十分に認識した上で、税制全体の中でそれぞれがその長所や役割を発揮しつつ、互いの短所を補い合えるような仕組みと規模を持ち続けることが重要である。一つ一つの税にはそれぞれ独自の問題や課題が存在すると思われるが、こうした観点からも、それぞれの税のあ

り方を基本に立ち返って考え、タックス・ミックスの税体系の中で現在及び将来における方向性を見出すことが、経済社会の変革期に直面しているわが国においては、最も重要な課題の一つであると考えている。

以下では、こうした認識の上立って、今後の所得税の姿を考える上で何が重要かということを中心に検討することとする。

第1節 わが国における包括的所得税と所得税制の現状

1 包括的所得税論の展開

前章第1節で見てきたように、19世紀後半に台頭し、戦後わが国の所得税の考え方の基礎ともなった包括的所得税は、従来の所得源泉説（制限的所得概念）への批判から出発したものであった。その考え方の基礎となっている包括的所得概念は、「消費＋貯蓄（純資産増）」という算式で表されることからわかるとおり、所得源泉説のように所得の稼得面からではなく、所得の処分面から担税力へのアプローチを行ったものであり、また、所得源泉にかかわらず同じ額の所得は同じ程度の担税力を有するという考えに立つものであった。したがって、包括的所得概念の下では、課税ベースとなる所得はその源泉や発生形態・実現などの相違を問わず課税ベースに算入され、インフレ調整により実質所得が計算された上で、資本維持の要請を容れて算出された純所得に対し課税が行われることになる。そして、包括的所得税は、包括的所得概念に基づいて測定された所得をすべて総合し、これに累進税率を適用するというものであり、所得金額が高額になれば担税力も大きくなるという認識の下、水平的公平と垂直的公平の双方を視野に入れたものということができる。このような所得概念の主張は、歴史的に見れば、私有財産制を基礎に置く資本主義経済がさらに発展していく中、物的資産の価値を維持する前提の下で、資産の私的所有に基づく利益を担税力として構成しようとした

試みだったともいわれている⁽⁷⁰⁾。

その後、20世紀前半には、包括的所得税は主流の考え方となり、多くの国がこれを採り入れることになったが、こうした実践により、逆にその理論と実際の制度や執行との間には、資産の増加益の評価・インフレ調整・執行上の困難などの大きな問題が存在することが明らかとなった。そして、その乖離や矛盾が指摘され、やがて批判の対象とされることになるのである。

2 戦後のわが国所得税制の変遷

翻ってわが国の所得税制に目を移すと、第1章で見たように、戦後間もない昭和22(1947)年には、包括的所得税への実質的な転換が図られるとともに、申告納税制度の導入などが行われた。更に、シャープ勧告により所得税はもとより税制全体の理論的な整理・再構築等が提案され、昭和25(1945)年には同勧告をベースに所得税や法人税といった直接税を中心にした租税体系が形作られた。しかし、このときシャープ使節団が包括的所得税の考えに立って行った提案それ自体も、現実の様々な問題(帰属所得課税、発生時課税及びインフレ調整の困難性等)という限界の前で、その理論を貫徹するものとはなっていなかった。

シャープ勧告に基づく税制改正が昭和25年に行われたことは上述のとおりであるが、その直後の昭和20年代後半には、税務執行の困難という問題と戦後の社会資本蓄積促進の要請などから、利子所得の源泉分離選択課税の復活、株式等譲渡益課税・富裕税の廃止、有価証券取引税の復活、相続税の累積課税方式の廃止などが相次いで行われ、早くもシャープ税制からの乖離が始まるとともに、当時の経済状況等を反映して大規模減税が実施されることとなった。しかし、これらの改正は、包括的所得税論の否定という根本的なものというよりは、むしろ当時の経済社会状況や執行体制を背景とする政策的な配慮を優先したものと理解される。

(70) 神野直彦「所得概念論」金子宏編著『所得税の理論と課題[2訂版]』16頁-44頁(税務経理協会・2001)。

以来、昭和 30 年代及び 40 年代前半までは高度経済成長⁽⁷¹⁾を背景に所得税減税や土地譲渡益の分離課税などが行われた。

列島改造ブームを経て、第一次オイルショックなどが起きた昭和 40 年代末の高度経済成長の終焉に伴い、昭和 50 年代前半には景気対策のための特別減税の実施や各種特別措置の整理合理化が行われ、昭和 50 年代後半には増税なき財政再建の旗の下、グリーンカード制度の創設（S60 未実施のまま廃止）、納税環境の整備等が行われた。

昭和 60 年代から平成初頭にかけては、ブラザ合意・ルーブル合意後の内需拡大政策・金融緩和の実施等によるバブル経済の出現を背景に、税制の抜本改革が行われ、消費税の導入と所得税の抜本改正等（マル優原則廃止、税率の累進構造の緩和、有価証券譲渡益課税の復活、土地譲渡益課税の適正化等）を内容とする税制改革が行われた。

バブル崩壊後は連年の経済対策や金融システム不安の進行を背景に、景気対策としての特別減税や、消費税率の引き上げとそれに伴う先行的な制度減税などが実施されたほか、近年に至っては、貯蓄から投資への改革や資産の有効活用等の観点からの有価証券取引税等の廃止と有価証券譲渡益課税の適正化・軽減等をはじめとする金融所得課税の一本化、土地譲渡益課税の税率引き下げ、相続時精算課税制度の導入（累積課税の復活）などが行われている。

3 小 括

こうしてみると、包括的所得税の一つの柱である包括的課税ベースは、シャープ税制においても帰属所得が課税対象となっていないなど理論的に完全なものとは言えなかったが、現実の社会経済情勢や執行体制を前提とする実定法としては、高く評価できるものであったと考えられる。問題は、むしろ

(71) 第一次高度経済成長は、神武景気（昭和 30 年～32 年、岩戸景気（昭和 33 年～36 年）及びオリンピック景気（昭和 37 年～39 年）。第二次高度経済成長は、いざなぎ景気（昭和 41 年～45 年）。

その後すぐに「資本蓄積の要請」等の名の下に行われた有価証券キャピタルゲインの非課税化や少額貯蓄非課税制度の拡大等とその長期継続にある。これにより長い間シャープ税制が目指した包括的課税ベースの構築は半ば崩壊したかに思われてきたのであるが、数十年後、奇しくも包括所得税とは全く異なる性格を持つ消費税の導入やその税率引き上げを契機として、所得税をはじめ税制全般にわたり、長年にわたる度重なる改正によって生じた税制の歪み等について、適正・公平の観点から見直しが行われるなど、近年になってようやく課税ベースの適正化（回復）が現実のものとなってきた。

その反面、包括的所得税のもう一つの柱ともいえる総合課税は、利子（15%）、土地等譲渡益（長期 15%）、有価証券譲渡益（原則 15%）、有価証券・商品先物取引等（15%）の分離課税化と、上場株式等の配当等の実質分離課税化（源泉徴収 15%・申告不要）に見られるように、資産所得課税、とりわけ金融所得課税の分野で大きく後退している。また、所得税の超過累進税率も、最高税率の引下げや税率ブラケットの拡大等の結果 5%～40%の 6 段階と緩和されてきている⁽⁷²⁾。

さらに、資産課税の分野では、シャープ税制改革後すぐに廃止された相続税の累積課税方式は近年特例の形で一部復活したものの、所得税の累進緩和の代替措置として設けられた富裕税（一般資産税）は廃止されたままとなっている。

このように、わが国の所得税の現状は、理念的な包括的所得税の姿からはおよそ遠いものとなっており、所得税法の中で退職所得や山林所得の分離課税をはじめ各種所得に対し異なった課税方式を採用していること、租税特別措置として利子や土地等・株式等の譲渡益などに定率分離課税が行われていることなどをもって分類所得税と総合所得税の混合型（ハイブリッド）の所

(72) シャープ使節団が課税ベースの拡大により税収の確保と最高税率の引下げを目指して包括的所得税を採用した観点からは、最高税率の引下げは課税ベースの拡大と併せて考えるとむしろ望ましい方向であると考えられるが、総合課税の観点から問題を指摘すれば、資産所得課税を中心として低率の分離課税化が進んでいるということであろう。

得税という評価を受けている⁽⁷³⁾。

第2節 包括的所得税に代わる課税理論の採用の可能性

本節では、前節で見わが国における包括的所得税理論と所得税制の現状を踏まえ、第2章で概観したその他の課税理論を再度俎上に乗せながら、その採用の可能性について検討することとする。

1 支出税

包括的所得税への批判を背景に出てきたのが消費型所得概念をベースとする支出型所得税（支出税）である。支出税は、個人の担税力の基準として、所得のような潜在的消費能力ではなく市場で評価される現実の消費額を用い、これをより適切なものとして考える。市場価値により測定される消費を課税ベースとすることにより担税力が単純・明快に評価できること、効用による公平の評価に適切であること、生涯所得は生涯消費に等しいことなどが論拠として挙げられる。また、投資や貯蓄には課税しないため、こうした経済活動に対し奨励的な効果がある等のメリットが説かれている。

一方で、消費と貯蓄の区分の困難性、多面的な効用の一義的な測定の困難性、「生涯所得＝生涯消費」に代表される枠組みの前提の非現実性などについて理論的批判があるほか、各種の支出税勧告（ロディン報告、ブループリント、ミード報告）についても租税回避、遺産・贈与の扱い、脱税機会の拡大

(73) このほか、上述の定率分離課税の存在、未実現所得・帰属所得に対する課税が行われていないこと、かつての有価証券キャピタルゲイン・少額貯蓄非課税制度の存在などをもって、わが国の所得税を消費型所得税（貯蓄収益非課税型の支出税＝労働所得税）に近いものとする見方もある。こうした見方は、その時々の実態認識としての的をえている面があることは否定しないが、そうした認識の前提となっている制度中租税特別措置として設けられている特例については、それぞれ異なる目的を持った個別的な政策税制として設けられているものが多く、その結果としてそのような見方ができるとしても、所得税についての基本的考え方が意識的に消費型所得概念に近づいているわけではないと思われる。

等の執行上の新たな課題の発生など、様々な問題が指摘されている⁽⁷⁴⁾。

また、現在のわが国の現在の税体系を前提とするならば、すでに消費税（付加価値税）が導入されている中で、所得税としてさらに消費を課税ベースとする支出税を積極的に採用すべき合理的な根拠があるのだろうかという疑問が生ずる。消費税を廃止することを非現実的と考えるなら、更に支出税を導入することにより課税ベースが偏り、むしろ税制全体として更に消費抑制的に働くという弊害が生じる。さらに、法人税の存在を考えると、包括的所得税以上に法人税の課税根拠が薄弱になるといった問題も指摘されている。

こうしたことを総合的に勘案すれば、現在の所得税に代えて支出税を採用すべき積極的根拠は極めて薄いものと考えられる。また、現実に採用している国も現在のところ見当たらないようである。

2 最適課税論に基づく所得税⁽⁷⁵⁾

包括所得税や支出税の議論が展開される中、従来の「課税の公平」重視の考え方に対し、経済理論における資源配分の効率性を重視し、納税者の様々な経済活動に影響を与えず資源配分を歪めない税制を迫及しようとするのが最適課税論である。最適課税論に基づく所得税は、包括的な課税ベースの下で、労働、資本、土地など様々な生産要素の供給に中立的な所得税、すなわ

(74) 消費型所得概念については、包括的所得概念と同様に物的資産の価値を維持する前提の下で、資産の私的所有に基づく利益を担税力として構成しようという問題意識から出発しながら、将来の稼得所得や利子率等が予想できない、資本市場の不完全性と流動制約の存在などの現実を捨象しているなどの点で、結果的にそれを欠落させているという批判がある（神野・前掲注（70）41頁）。

(75) 最適課税論は所得課税ばかりでなく付加価値税（間接消費税）の分野においても主張される。現在のわが国の付加価値税は包括的な課税ベースを持つ単一税率の消費税として仕組まれているが、最適課税論の下での付加価値税は、包括的な課税ベースの下で各種の財やサービスの価格弾力性に反比例した税率構造を持ったものとなる。複数税率構造であり、価格弾力性の低い生活必需品等の消費に対し高率の課税が行われ、逆に、価格弾力性の高い嗜好品等に対しては低率の課税が行われることになる。資源配分の効率性は実現されるが、一方で生活必需品重課という極めて強い逆進性から、所得税の場合と同様に、垂直的公平に逆行するという批判がある。

ち要素所得への課税によりこれらの生産要素の供給の変化率が変わらないような所得税となる。したがって、そこからは、複数税率の分類所得税（所得分類は、要素所得ごとの分類となる）という姿が導き出される。このような所得税の下では、一般に、供給弾力性が低いといわれる労働所得に対しては高率の課税が行われ、逆に供給弾力性が高いとされる資産所得、特に金融資産所得に対しては低率の課税が行われることになる⁽⁷⁶⁾。

この最適課税論に基づく所得税に対しては、公平の観点からは所得税における従来の担税力の基準（労働所得軽課、資産所得重課⁽⁷⁷⁾）に立った批判が、実際の・技術的な観点からはすべての消費や生産要素に対する価格や供給の弾力性の測定及びその変化への対応の困難性などの批判が投げかけられてい

(76) 本間正明教授は、最適課税論に基づく消費課税や所得課税のあり方について、従来からの消費需要や要素所得の弾力性のほか、消費者や要素所得を得る者の所得階層分布の状況や公平と中立のプライオリティーを加味することを主張しておられる。理論的にはその通りであると考えているが、実際の数値化や順位付けはかなり難しい課題と考えられることから、今後の更なる研究が望まれる。

(77) 宮島洋教授によれば、担税力の観点からの「労働所得軽課・資産所得重課」の考えは次のように整理される（宮島・前掲注（16）102頁－104頁）。

① 伝統的論拠（水平的公平の重視）

- ・ 資産所得は永続的・安定的だが、勤労所得は死亡・老齢・疾病等により非永続的・不安定。
- ・ 資産所得は単に保有していることから得られるが、勤労所得は教育・訓練等のコスト、余暇の犠牲、居住地の制約などと引き換え。
- ・ 勤労所得の源泉である人的資本と異なり、資産所得の源泉である資産は譲渡、移転（遺贈・贈与）などによっても保有できる。

② 現代的論拠（水平・垂直双方の公平の重視⇒労働所得軽課論と相対的資産所得重課）

- ・ 主として資産所得の分配状況に由来する所得分配の不平等（資産所得は高額所得者に偏在）。
- ・ 労働所得内部の多様化と分配格差の増大（労働所得者間の所得・資産格差の拡大）。
- ・ 所得税の大衆課税化（低所得者も課税対象）。
- ・ 税率構造の累進化（←最近フラット化）。
- ・ 労働所得の源泉徴収制度（把握格差と前取り）。
- ・ 比例労働所得税の性格を持つ社会保険料負担の比率の増大（低所得者に逆進的負担）。

る⁽⁷⁸⁾。

最適課税論がその論拠の中心に置く課税の中立性は、市場を通じた資源の最適配分を阻害しないという点で将来の経済の発展や租税回避の抑制などの役割を果たしうるものであり、そうした観点は非常に重要であると考えられるが、具体化に向けては、個々の所得の弾力性の測定や執行可能性・簡索性などの点で更に広範な研究が必要と考えられる。また、「公平」に関する問題は、風土と歴史に培われて形成されてきた国民意識に依るところが大きく、一朝一夕に変化するものではない。こうした状況を考えれば、直ちに最適課税論を是として採用できる状況には至っていないというのが現状ではないかと考えられる。

3 二元的所得税

様々な課税理論が展開される中、北欧諸国で導入されたのが、二元的所得税である。二元的所得税は、所得を勤労所得と資本所得に二分して課税するものである。

この、北欧の二元的所得税は、OECD 租税委員会（平成 13（2001）年）の場で「二元的所得税は、税制の全体的な歪みを減少させながら、純粋な包括所得税と消費支出課税の間の現実的な中間的方策として機能してきた」と評価されている⁽⁷⁹⁾。

また、二元的所得税は、勤労所得を所得税の中での税込確保（財源調達）の中心に置くとともに、これへの累進税率の適用により垂直的公平を確保しつつ、資産所得への単一・低率課税により実質的公平と効率性を達成しようとするものであるが、その導入の背景として、高福祉・高負担の中で①高額所得層の租税回避が増加したことや、②EU の開放経済の下で資本逃避が生じ

(78) 市場による所得分配を公正なものとして前提にしている最適課税論についても、消費型所得概念と同様の批判がなされる（神野・前掲注（70）41 頁）。

(79) 森信・前掲注（63）231 頁－256 頁。

たことなどにより、資本所得税収が減少したことが挙げられている⁽⁸⁰⁾。北欧諸国では、このような背景の中で、資本所得の租税回避や資本逃避の誘引をできるだけ低く抑える税制が強く要請されたのであろう。

こうした北欧諸国における二元的所得税導入の背景などから窺えるのは、二元的所得税を採用した国は、世界でも有数の高負担国であるため、高率課税がもたらす租税回避や資本の海外逃避による税収減や公平・適正課税に対する信頼の揺らぎが看過できないほどに大きな問題となっていたのではないかという現実である。北欧諸国の二元的所得税の導入はそうした状況を冷静に直視し、分析した上で、一方で総合累進課税の適用による垂直的公平の追求をある程度犠牲にしながらも、効率性と資本所得間の課税の中立性を高めることにより資本所得税収の回復を図るという現実的な対応であったと言えるのではなかろうか。

北欧での二元的所得税の姿を見ると、資産所得軽課とはいいながら、その税率は概ね30%程度（労働所得の最低税率と同程度の水準）と、わが国に比べ相当高い水準にあるが、導入前に比べると、所得税の累進税率の最低税率の水準での課税に止まっており、海外逃避等のインセンティブは相対的に低下したと思われる。こうした効果については、スウェーデンで二元的所得税の導入後、投資所得税収が回復したことが紹介されている⁽⁸¹⁾ものの、それがかつて問題視されていた海外逃避所得等の還流や新たな海外逃避等の防止にどの程度寄与しているのかということろまでは、残念ながら不明である。

このほか、二元的所得税に対しては、資産所得軽課・勤労所得重課などに対する従来の担税力理論からの批判や、合理的な資本所得と労働所得の区分の方法など技術的な観点からの問題が指摘されている。

目を転じてわが国の所得税を見ると、金融資産所得についての税負担は、

(80) 森信・前掲注(63)232頁-233頁。

(81) 馬場・前掲注(63)20頁-22頁では、Riksskatteverket (Skattestatistisk Arsbok・2001)80頁を基にスウェーデンの資本所得税収を取り上げて、改革前はマイナスであったものが、改革後はプラスに転じたことを紹介している。

分離課税の適用対象範囲の拡大などにより富裕層では他の所得に比べ低い水準にある。こうした金融資産所得課税の現状に着目すれば、わが国の所得税は既に二元的所得税のような様相を呈しているとも見える。もっとも、これは、課税理論として包括的所得税を放棄したというよりは、歴史的に資本蓄積・資産形成を促進してきたというわが国の税制の経緯や近年の「貯蓄から投資へ」の政策要請の中で個人金融資産の効率的運用等の政策課題を推進しつつある結果と考えるのが妥当であろうが、いずれにしても二元的所得税に近い状況にあることは否定できない。

ただ、今直ちにこうした現状を追認する形で課税理論上も二元的所得税への完全な転換に踏み切るということについては、疑問を投げかけざるをえない。その根拠として特に重要と思われるのは、北欧諸国の二元的所得税の導入が垂直的公平や水平的公平、従来の担税力理論を犠牲にして行われたことを踏まえれば、わが国がこうした犠牲を課税理論の転換という形で容認してまでそれを導入しなければならないというような状況に置かれているのかということである。現在のわが国の所得税の現状は、二元的所得税が導入された国々に比べ、税率の累進度は緩やかで最高税率の水準は低く、金融資産所得に対する税率も低い水準にあり、そもそも租税回避や海外逃避のインセンティブがそれほど高くない構造となっているからである。

また、わが国においては、資産所得に関する租税回避や資金の海外逃避の現状について、個別的な事例や様々な想定、海外の状況等が断片的に紹介されるとともに、今後、金融技術の発達、IT化の進展、会社法の創設等の環境変化に伴い、租税回避・国外逃避等の機会の増加や手段の多様化が格段に進み、現在あるいは近い将来に課税の空洞化が生じる懸念が指摘されている。こうした租税回避等についての認識やそれに伴う危機意識は、程度の差こそあれ一般に共有されているとは考えられるものの、わが国における租税回避等の実態を数値や事例などにより明らかにしたものについては、寡聞にして

知らない⁽⁸²⁾。

税制調査会金融小委員会の「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(平成16(2004)年6月)では、北欧型の二元的所得税について、「今後わが国の経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討していく必要がある」としている⁽⁸³⁾。これは、二元的所得税への転換の可能性を否定するものではないが、必ずしもそれを目標として定めたというものでもない。

いずれにしる、わが国における二元的所得税の導入の検討に当たっては、それが総合累進課税や資産課税重課論に見られる担税力概念からの理論的な離脱であり、国民に深く根ざしてきた従来の公平の概念の変更を意味するものであることを考えると、できる限り広範に、かつ、深度ある議論を行う必要がある。そして、そうした議論の前提として、まずは、わが国がおかれている経済社会・財政の現状や租税回避等の実態を十分把握することが極めて重要である。現状や将来における租税回避等の問題を軽く見てはならないが、見えない影に必要以上に怯え、過剰な反応をする必要もない。まずは、実態を把握し、それを踏まえた上で、犠牲になるものとの比較考量や国民意識の動向の把握を十分行いながら、広く議論をしていく必要があるのではなからうか。その意味でも、また、二元的所得税導入の議論の有無の如何に拘わらず、今後、租税回避等の実態等を明らかにするような実証的研究が進められ

(82) 「クロヨン」等の実証研究はかつて行われた(例えば、石弘光『財政改革の論理』96頁-116頁(日本経済新聞社・1982)、本間正明ほか「所得税負担の業種間格差の実態-ミクロ的アプローチ」季刊現代経済59号14頁-25頁(日本経済新聞社、1984)など)ことがあるが、その内容は資産所得に的を絞ったものではない。

(83) この報告では、北欧諸国での導入目的を課税ベースの拡大、海外への資本逃避防止、資本所得間の中立性の確保と認識した上で、わが国とこれらの国との違いについて触れ、①税率構造はわが国と著しく異なること(二元的所得税の資本所得に対する税率(30%)は勤労所得の最低税率や法人税率と同水準であり、わが国の勤労所得の場合と大きな乖離がある)、②採用する場合にはすべての所得を資産所得と勤労所得とに分類する必要があること、③採用したとしても帰属地代・家賃には課税できないこと、④わが国では、土地については土地基本法の下で様々な特例措置が現存することなどを示した上で、今後経済・財政状況や税体系を踏まえ、引き続き検討することとしている。

ることが望まれる。

また、二元的所得税の採用に当たっては、公平の維持の観点から、資産の移転や保有に対する課税（例えば、相続・贈与税のほか、かつての富裕税的なもの。現在は、その一つとして地価税がある）の充実・強化を、併せて検討する必要があると考えられる⁽⁸⁴⁾。

このようなわが国の現状を踏まえると、現時点で二元的所得税論への転換を判断するのは、時期尚早と言わざるを得ないのではなかろうか。また、今後「貯蓄から投資へ」の一環として金融所得課税の一本化⁽⁸⁵⁾を進めるに当たっても、その政策効果や租税回避等に対する抑制効果を見極めつつ行う必要があり、そうした見極めがつくまで当分の間は、金融所得課税の一体化も必要性を吟味しつつ慎重に進めていくのが適当と考える。

4 小 括

以上見てきたように、わが国の所得税は、包括的所得税を基礎とするとはいいながらも、その実際は、シャープ勧告に基づく税制改革においてすら完全なものとはなっていないかつし、その後幾多の変遷を経た現在においてはむしろ包括的所得税とはかけ離れたものとなっている。これには、包括的所得税に内在する執行の困難性などに基因するものがあるほか、租税回避誘引の抑制などの税制自体の要請の存在や長年にわたる各種の政策的要請への対応の結果と見ることができる。反面、そのような結果となっていること自体、わが国においては包括的所得税が崩壊している一もはや包括的所得税と呼べものではない—証左だという指摘も、あながちの外れとは言えない。

(84) 篠原正博「資本所得と資産保有課税—租税思想史からのアプローチ—」証券税制研究会編『二元的所得税の論点と課題』64頁—130頁（日本証券経済研究所・2004）では、金融資産所得と不動産所得を投資的所得と非投資的所得に分類し、非投資的不動産所得である帰属家賃に保有課税を行う等の提案がされている。

(85) 税制調査会基礎問題小委員会 2005年6月・前掲注(1)では、二元的所得税の検討の前提条件として、上場株式等の譲渡益に対する軽減税率の特例の撤廃等を挙げている。

こうした現実を踏まえ、包括所得税に代わるいくつかの課税理論について導入の可能性を探ってみると、それぞれに次のような問題があることが確認された。

まず、消費型所得税（支出税）については、消費と貯蓄の区分の困難性、多面的な効用の一義的な測定の困難性、枠組みの前提の非現実性などの理論的批判や租税回避、遺産・贈与の扱い、脱税機会の拡大等の執行上の新たな課題などの様々な問題が指摘される。

次に、課税最適論については、公平の観点からの担税力の基準（労働所得軽課、資産所得重課）に関する反論や生産要素に対する価格や供給の弾力性の測定等の困難性などの実行可能性からの批判がされており、実際の採用までにはまだまだ多くの課題が残されている。

そして、二元的所得税については、現実対応型の税制として採用され、注目すべきところは多くあるものの、資産所得と労働所得の区分という技術的な課題やわが国所得税の現状が公平を犠牲にしてもなお二元的所得税を導入すべき状態に置かれているのか等の実態認識の問題があり、導入に踏み切るまでにはなお分析と検討を要する。

このように、包括的所得税を含めた有力な課税理論を見ると、それぞれに特徴があり、また、それぞれに長所と短所が内在している。そのいずれかを選択しようとするれば、結局は何を犠牲にし、何を採るかという選択が必要となるのであって、いずれも万能薬とはなりえない。また、一つの税の一つの課税理論を選択するだけで、税に対するすべての要請に対応できるわけではないということは言うまでもない。

ただ、こうした認識の下でもなお、いずれの課税理論が将来の国民意識や社会経済の変化に対応しうるのか、これらに代わるような理論はないのかといった基本的な検討や、こうした基礎理論を実現可能なものに具体化するための方策の検討などは今後も必要であろう。また、そうした検討の積み重ねが将来の所得税制の基本的なあり方や具体的な制度設計に大きく寄与するものであることについては異論が無いように思われる。この場合において、新

たな課税理論の展開の端緒や方向性を見出すための足がかりにしたり、あるいは、理論構築のみに止まることなくそれを現実の選択肢となり得るように発展させたりしていくためには、経済社会や納税者意識の動向、政策の方向性と役割分担、執行可能性等の観点から、制度、組織、運営等の幅広い分野について現状把握と将来予測を十分に行うことが必要であろう。

しかしながら、こうした現在及び将来にわたる状況把握や分析・検討を行うとしても、現在の基礎データ不足等の状態や価値観等の多様化がますます進展していくことなどを考えると、そう簡単に結果が出るような状況にはないと思われる。また、結論を急ぐあまり、理論のみに偏したり、現実の事象や問題意識を徒に過大評価したり過少評価したりするなどの拙速な判断は厳に慎むべきである。

このような状況を踏まえると、新たな課税理論の採用等の基礎的・抜本的検討とは別に、これと並行して、包括的所得税に基づいているといわれる現行制度の手直し等による現実的な対応というものを模索していくことが必要である。この場合、考慮すべきは、垂直的公平・水平的公平、経済活動に対する中立性、簡索性（納税コスト、徴税コスト）といった基本的な要素のほか、経済や執行の現状を踏まえた実質的公平の確保、租税回避・海外逃避への対応、経済成長への配慮等であろう。また、現行の制度や税体系を前提とする以上、他の税目（法人税、消費税、資産税等）の動向と役割分担のあり方などの税制全体からの視点（タックス・ミックスの視点）からの検討というもの、忘れてはならない重要な要素となろう。

第4章 最近の所得税制改正の動向等と 今後の検討の視点

第1章から前章までにおいては、戦後のわが国の所得税制を検証しながら、いくつかの課税理論についてその概要や問題、更にはわが国への新たな課税理論の採用の可能性について見てきた。その結果、現時点において新たな課税理論の採用を決断するのは時期尚早との考えに至り、当面は、タックス・ミックスと包括的所得税の基本構造の下で経済社会の変化や政策的要請に対応した現行制度の手直しを行っていくことが現実的な方法ではないかという結論に達したところである。

現在、少子・高齢化など経済社会の急激な変化への対応の遅れや制度の複雑化などの結果生じている歪みや不公平を是正し、公平・中立・簡素な税制を構築する等の観点から、「あるべき税制」の構築に向けた検討や取り組みが行われつつある。所得税についてはその検討の一環として、税制調査会基礎問題小委員会からは「個人所得課税に関する論点整理」が出されているし、歳出・歳入一体改革の検討の中で消費税率の引上げの議論も活発化してきている。また、国と地方のいわゆる三位一体の改革の一つの柱をなす国から地方への税源移譲が所得税と個人住民税の税率の見直しという形で行われることとなった。

このような状況を踏まえ、この章では、金融所得課税の一体化の流れ、所得税から個人住民税への税源移譲、消費税率の引上げ問題、経済格差の拡大問題といった最近の所得税の改正や所得税をとりまく状況を題材として取り上げ、主として負担の公平の観点から、今後の所得税のあり方を考える上での基本的な視点について考えることとする。

第1節 金融所得課税の一体化への対応

1 金融商品の多様化等

わが国の金融制度は、平成8(1996)年11月に第二次橋本内閣が提唱した

金融制度改革（いわゆる「日本版ビッグバン」）以来、大きな変化を遂げてきている。この日本版ビッグバンは、平成 13（2001）年までに東京市場をロンドン・ニューヨーク並みの国際金融市場にすることを目的として、「フリー、フェア、グローバル」の三原則の下に、金融市場の規制緩和・撤廃を通じて金融市場・証券市場の活性化・国際化を図るというものであった。

こうした方針の下、わが国では、平成 9（1997）年の外為法の改正を皮切りに、銀行・証券・保険等の各分野での相互参入や新規参入（業務規制・商品規制の見直し）、手数料等の自由化、業務規制の見直し、ディスクロージャの充実、各種制度の国際基準化などのための法制度、会計制度、チェック（監査）体制の整備等の改革が行われてきている。

さらに、こうした改革のきっかけともなり、その進展にも影響を与え続けてきたのがいわゆる IT 革命の進展である。高性能・低価格のコンピュータの普及と通信の大容量化・高速化が達成され、さらには新メディアの登場等によりインターネットへのアクセス機会が増大した。これにより、情報伝達・取引の広域化・迅速化が促進され、地球レベルで情報や取引の浸透と集中が始まり、生産者側のシステムの合理化等に大きく貢献するとともに、消費者側での情報の獲得や取引参加などを可能とし、市場形態にも変化をもたらしている。

こうした環境の変化を背景に、金融商品は格段の進化と発展を見せてきている。高リターンへの追及、リスク（損失・税・責任等）の分散・回避、短期・多額の資金調達・回収の容易化、取引・決済手段の多様化・迅速化・簡素化が図られるとともに、金融技術の向上（専門化・複雑化）等に伴い金融商品の多様化が進み、今やあらゆる経済取引を金融商品として設計できるような金融商品経済が出現しようとしていると言っても過言ではない。

他方、所得税を含む税の分野では、多様な金融商品や金融取引などを利用することにより、所得種類の転換、実現時期の繰延べ、発生場所の変更等が容易に可能となる。そして、現行の所得課税制度の中で所得の種類によって異なっている所得計算、損失の処理、課税方式、税率、課税時期などを組み

合わせて租税負担の軽減・回避や繰延べを図る商品や投資手法が開発され、実際に使われるようになってきている。こうした租税回避等目的の商品や投資手法は、一部の富裕層を中心にかなり以前から認識され、利用されてきたと言われるが、いまや、そうしたものがさらに多様化し、また、インターネット取引等を通じて広く一般に浸透するような時代ともなりつつある。

2 金融所得課税一体化の方針

こうした状況の中、税制調査会では、金融資産の運用から生じる個人の所得について、金融所得として一体化して課税する仕組みが検討され、段階的に実施に移されてきている。このような検討や取組みが行われている背景には、少子・高齢化の進展に伴い、貯蓄率の顕著な低下傾向がみられ、今後さらにこの傾向が進んでいくと予想される中で、将来にわたり持続可能な経済社会を維持・構築していくための対応という大きな目標がある。

まず、この項では、こうした金融所得課税の一体化の意味について見てみることにする。

(1) 「貯蓄から投資へ」の構造改革（政策的要請）

少子・高齢化の進展に伴う労働力の減少等により、かつてのように人口ボーナスを背景とした高度経済成長を期待することが不可能な経済情勢の中で、わが国は、破綻に瀕している財政の健全化を図りつつ、将来増大が予想される社会保障費を賄っていくため、長期安定的に経済成長を継続させ持続可能な経済社会を構築していく必要に迫られている。

いまや個人金融資産は、1,433兆円に達し⁽⁸⁶⁾、過去最高ともいわれる状況にはあるものの、その多くは高齢者によって保有され、また、預貯金がその太宗を占めているというのが現状である⁽⁸⁷⁾。こうした資金は、かつて

(86) 2005（平成17）年6月末・日銀「資金循環表」による。

(87) 総務省統計局「平成16年全国消費実態調査（家計資産に関する結果・2006（平成18）年3月27日公表）」によると、世帯主の年齢階級別金融資産（資産－負債・全世界）は、30歳未満で－80千円、30～39歳で－2,123千円、40～49歳で1,478千円、50～59歳で10,195千円、60～69歳で18,840千円、70歳以上で20,263千円となっ

銀行等を媒介として間接金融の形で企業に供給され、これがわが国の資金供給の中心となってきたのであるが、一方で、市場を通じた直接金融の発展がなかなか進まないという状況が続いてきた。しかし、金融ビッグバン以降、金融制度の改革が進み、金融機関の状況や企業の行動も大きく変化しており、今や、従来型の間接金融に偏った資金供給だけでは多様な資金需要に対応できない状況になってきている。さらに、将来的に貯蓄率の上昇による金融資産の増加を多くは見込めない状況の下では、現存する預貯金に大きく偏った金融資産をいかに効率的に活用していくかが、経済の活力を維持していく上での大きな課題となっている。

こうした状況を踏まえ、政府は、投資環境を整備し一般の個人投資家の資本市場への参入を積極的に促すため、「貯蓄から投資へ」の構造改革を進めている。こうした改革に資する観点から、金融証券税制に対しても、プロの投資家だけでなく一般の個人投資家が金融・証券市場に参加し、より積極的な投資を行いうる環境を整備するという政策的な要請が行われ、段階的に実施に移されてきている⁽⁸⁸⁾。

このような要請を踏まえ、税制調査会では「個人所得課税に関する論点整理」の中で、今後の金融所得課税の一体化についての具体的な論点（取り組みの方向）として①金融所得間での課税方式の均衡化（分離課税の簡

ている。また、金融広報委員会「家計の金融資産に関する世論調査」（2005（平成17）年）によれば、保有金融資産額の金融商品別の構成比は、預貯金（郵便貯金を除く）が39.7%、郵便貯金が18.4%となっており、個人金融資産の6割近くが預貯金で占められている。

- (88) 現在の金融所得課税の一体化の状況は、概ね次のようになっている。まず、株式等譲渡益については15%（特例で、2007（平成19）年末までは7%）の原則申告分離課税（源泉徴収付特定口座については、申告不要との組み合わせにより、実質源泉分離選択課税）が、上場株式等の配当等については15%（特例で、2008（平成20）年3月までは7%）の源泉徴収と申告不要の組み合わせによる実質源泉分離選択課税が行われており、利子（15%一律源泉分離課税）との負担の均衡が図られている。また、土地等の長期譲渡所得や金融先物取引による所得についても、15%の申告分離課税が行われている。さらに、損失については、株式等譲渡益、土地等譲渡益、金融先物取引の所得のそれぞれについて別建ての損益通算・繰越控除制度が設けられている。

素・中立化)と、②損益通算の範囲の拡大(ただし、配当・株式譲渡益の特例の終了が前提⁽⁸⁹⁾、配当控除の扱いを検討、金融番号制度の導入は不可欠といった条件付)の2点を示したのである。

(2) 課税の中立性と資源の効率的な配分

こうした金融所得課税一体化の取り組みの方向は、金融所得に対する課税の簡索性と中立性を高めることにより「貯蓄から投資へ」という流れを確実なものとして経済の活性化に資するというだけではなく、近年の有力な課税理論がその主張の中心に据えている課税の中立性の確保による資源の効率的配分の方向とも一致する。例えば、第2章で見た最適課税論などはその最たるものであると考えられるし、資本所得への一律低率課税を実施している二元的所得税も資本所得間の課税の中立性を確保している点では、わが国の金融所得課税一体化を超えるものとなっている。

(3) 租税回避誘引の抑制

また、金融所得課税一体化の取り組みは、所得の種類や課税方式の違いを利用した租税回避行為への誘引を極力少なくするという税制固有の観点からも支持される。

わが国の所得税は、課税対象となる所得を10種類に分類し、それぞれの所得区分ごとにその範囲と所得金額の計算方法等を定めている。この所得金額の計算の過程で控除される経費等の範囲や計算方法はそれぞれの所得ごとに異なっており、また、損失の扱い(損益通算、繰越控除)、課税方法(総合課税、分離課税)、税率が異なるものもある。こうした所得区分の違

(89) 現在、上場株式等の譲渡益や配当等に対し時限的に軽減税率の特例(10%:所得税7%、個人住民税3%)が設けられているが、これは、あくまでも「貯蓄から投資へ」という政策展開の初期段階のインセンティブとして設けられたものであり、これが最終的な姿ではない。「貯蓄から投資へ」という政策は、最終的に投資家が貯蓄と投資を自由に選択できる環境の整備を目的とするものであるということを前提とすれば、金融所得課税においても、最終的にはいずれかに偏った特例を廃止するなどした上で、貯蓄と投資の選択に対し中立的な姿を目指すべきであろう。その場合、課税方式は定率分離課税に限られるものではなく、ある程度フラットな総合累進課税という姿も重要な選択肢であることを念頭に置いておく必要がある。

いによる所得計算や税額計算の違いは、基本的にそれぞれの所得ごとに担税力に即した課税を行うため、すなわち、個々の所得の特性や税負担能力に応じた公平な課税を行うために設けられているのであるが、一方では、こうした課税上の差異がそれを利用した租税回避の誘引ともなっている。特に金融資産所得については、金融技術の発達や金融市場の自由化の進展等を通じてもたらされた金融商品の多様化などにより所得種類の転換、所得発生時期や発生地の変更などが比較的容易に行い得ることから、最も租税回避などが行われやすいものの一つとして認識されている。

加えて、金融資産は、一般的に富裕層（高額資産家等）がより多く保有しており、そこから生ずる金融資産所得も当然のごとくこうした者に集中する。高額所得者が総合課税により超過累進税率の適用を受ける場合には、追加的な所得に対する税負担割合が大きくなることから、多少のコストをかけても租税回避から得られる利益がそのコストを上回るケースでは、租税回避へのインセンティブが高くなる。仮に、租税回避行為が放置され、蔓延してしまうようなことになれば、税収の減少はもとより、そうした租税回避を行わない、あるいは行えない納税者との間の負担の不公平が拡大し、国民の納税意識や国税当局に対する信頼の低下という問題が生ずることになる。こうした問題を深刻化させないためには、国税当局が、常日頃から租税回避行為を把握し、これに対応していくことが不可欠であり、そのための制度・執行両面における整備・強化が求められる。

しかし、個別的な対応だけで租税回避がなくなるわけではない。限られた予算と人員の中ですべての取引を把握するのは困難であるし、複雑・巧妙に仕組まれた取引を解明するにも多くの時間と労力、そして多くの有能な人材が必要だからである。こうした現実を考えると、租税回避行為に対する直接的・個別的な対応と併せ、租税回避へのインセンティブをできるだけ少なくし租税回避行為をできるだけ起こさせないような負担構造の構築が重要な課題となる。ある程度低い税率で課税しても、課税方式を統一し、租税回避を未然に防ぐ方が、極端な総合累進税率の下で租税回避を誘

引し、課税ベースそのものが脱落⁽⁹⁰⁾したり、行為者が租税回避のためにかかるコスト、租税回避を調査・是正しようとする課税当局のコスト、紛争処理のためのコスト、反射的に税收減等の穴埋めをさせられる善良な納税者の負担等の社会的費用の増大を招いたりするよりは、よほど効率的であり、かつ、実質的公平も確保できるという見方もできよう。⁽⁹¹⁾

ただし、このような実質的公平を確保するためには、課税当局が金融資産あるいはそこから生ずる所得を把握しておく仕組みが必要であるし、金融資産の海外逃避を促さないような課税段階における国際的調和も必要であることを忘れてはならない。こうした課題は、現状においても執行体制等に直接影響を与えるものであり、その範囲、方法、程度、可能性等について、早急に検討をしておく必要がある。

3 金融所得課税の一体化に当たり留意すべき視点

上記のように、金融所得課税一体化の方向は、貯蓄から投資へという政策的要請の観点からも、租税回避の未然防止による実質的公平の確保という観点からも評価できるものであるが、そうした評価とは別に、実際に一体化を進めるに当たっては、こうした課税のあり方に対する納税者の捉え方（意識）というものも十分考慮されなければならない。

金融資産所得を含む資産所得は、従来から「不労所得」と言われ、長い間、それを生み出す資産の存在と合わせ、強い担税力をもつものとして一般に認識されてきた。特に富裕層が集中的に資産所得を得ているような場合については、そういう認識が根強く存在する⁽⁹²⁾。

(90) その中心なるのは高額所得者の金融資産性所得と考えられる。

(91) これに関連して、わが国では、資本所得の多くは分離課税であり、特定の所得に対する優遇措置が存在し、利子控除・ロス控除も限定的であることに加え、累進税率のフラット化が行われているため、そもそも租税裁定や海外逃避のインセンティブが相対的に低いという見方がある（篠原・前掲注（84）106頁－107頁）。

(92) わが国では、消費税の導入と軌を一にして、社会を維持する費用を皆で広く負担するという観点から、少額貯蓄非課税制度（マル優）の縮減や株式等譲渡益非課税の課税化が図られた。現在も同様の取り組みが継続している（老人等マル優→障害

こうした国民の意識の根底にあるものを考えたとき、多くの国民（納税者）が求めているのは、やはり、「高所得者には累進的な税負担を」ということであり、シャープ勧告以来基本とされてきた金融資産所得を含めた形での総合超過累進課税というものの考え方や効果は、所得税制の基本的な支柱としての支持を未だ失ってはいないと言えるのではなかろうか。金融所得課税の一体化に当たっては、このような国民の公平感に十分配慮しつつ、検討を行っていく必要があろう。

第2節 税源移譲と所得税の役割

1 税源移譲に伴う累進税率構造の変化

平成18（2006）年度税制改正では、国と地方のいわゆる三位一体改革の一環として、所得税及び個人住民税の税率構造の改正という形で所得税（国）から個人住民税（地方）への3兆円規模の本格的な税源移譲が行われた⁽⁹³⁾。

この所得税から個人住民税への税源移譲は、基本的に国から地方に財政収入（税収）の一部を移すというものであって、全体としての増収を目指すものではなく、また、個々の納税者の個人所得課税の負担の変更を意図するものでもないことから、個人所得課税全体の税収不変及び個々の納税者の負担不変の原則の下で行われた。したがって、所得税及び個人住民税のそれぞれの税率構造は変わるが、個人所得課税全体として見た税率構造は基本的に従

者等マル優）が、今のところ中低所得者層からもこれに真っ向から反対する声がそれほど表立っては見られないように思える。この背景には一般庶民の金融資産の多くを占める預貯金について長い間超低金利状態が続いていることや株式等に対する投資が当たり前のこととして一般化するまでには至っていないことなどが考えられるが、富裕層の場合と異なり、一般のサラリーマンや年金生活者などいわゆる庶民の有するなげなしの金融資産から生ずる所得やその元本については、むしろ現在及び老後の生計費の一部としての「貯蓄」的な認識が強く、こうした所得への一般課税化（従来と比較すると課税強化）に対する潜在的な抵抗感は、なお強く存在しているのではないかと考えられる。

(93) 実施は、2007（平成19）年1月からとされている。なお、実施までの間は、所得譲与税での対応となる。

来と同様に保たれるよう配慮されている。具体的には、従来5%から13%の3段階の緩やかな超過累進税率だった個人住民税の税率が基本的に一律10%の比例税率とされ、これをベースに、従来の個人所得課税全体の税率構造に変更をもたらさないような形で、所得税の税率が5~40%の6段階（従来は、10%から37%の4段階）の超過累進税率構造へと変更された。

2 所得税の機能の変化

この3兆円規模の税源移譲により、当然のことながら全体の国税収入はもとより国税収入の中での所得税の税収が減少し、所得税の持つ財源調達機能が低下することとなった。

また、税源移譲に伴う税率構造の変更は、税収の増減だけではなく、個人所得課税の中での所得税と住民税のそれぞれの役割や性格に大きな変化をもたらすこととなった。すなわち、個人住民税については、税率構造を原則10%の比例税率とすることにより、累進税率による応能課税という要素が薄くなり⁽⁹⁴⁾、従来からその有力な課税根拠とされてきた応益課税としての性格をより一層明確化させた⁽⁹⁵⁾。

一方、所得税は、個々の納税者の税負担を極力変化させないという方針の下、従来個人住民税が有していた累進構造を吸収する形で税率構造の累進度を増した。これにより、これまで事実上個人住民税と分かち合う形となっていた税負担の垂直的公平の確保や所得再分配の機能のほとんどの部分が、国税である所得税に集約されることとなったのである。

(94) 個人住民税については、従来から、均等割を低く抑え所得割に累進構造を採用してきたことについて、応益税としての性格に矛盾し、不明確であるという批判があった。

(95) 比例税率の採用が応益課税に直結するわけではなく、比例税率の採用により、これまで累進税率を採ることにより配慮してきた所得再分配機能が低下し、その結果相対的に元来応益負担的な要素が強まったと考えるのが適当と思われる。

3 累進税率構造の不規則化

これまで所得税と個人住民税の累進税率の水準やブラケットは、その決定の過程で概ね同一の目的や方向性を持って見直し等が行われ、また、総体としての累進構造等が歪にならないように必要最低限の調整が行われてきたという事情はあるものの、基本的には、それぞれの税の性格や税収規模、国税又は地方税の中での役割等を踏まえ、それぞれの立場から整合的なものとなるように調整しながら定められてきたものと考えられる。したがって、それぞれの税率を単純に組み合わせた個人所得課税全体の累進構造を自律的・一体的に説明できるかという点、必ずしもそうではない。このような従来の個人所得課税全体の累進構造から単に個人住民税の10%の税率の下駄を外しただけの姿となった改正後の所得税率の累進構造を見ると、個人所得課税全体の累進構造や個々の税負担を変えなかったという現実的な意義は有するものの⁽⁹⁶⁾、所得税独自の立場から見ると、税率の刻み等に統一性がなく、あるべき所得税の役割等を踏まえたものとは言い難い姿となったように感じられる⁽⁹⁷⁾。

これは、前述のように税源移譲に伴う緊急避難的措置の結果であり、やむを得ないものとは考えるが、少なくとも所得税制や税制全体の見直しの際などできるだけ早い時期を捕らえ、今後の経済社会の変化や所得税の役割等を踏まえ、適切な構造に転換していく必要があると考えられる。

4 政策的対応力の変化

税源移譲による累進税率構造の変化は、所得税を使った政策対応のしかた

(96) こうした現実的な意義を一概に軽視することはできない。こうした現実的対応の中で様々に変化していくのもまた税制の本質ということができるのではなからうか。

(97) 2006(平成18)年度税制改正後の税率適用課税所得階級の刻みは、195万円、330万円、695万円、900万円、1,800万円となっており、これだけを見ると一応の整合的には見えるものの、税率の刻み幅はそれぞれの課税所得ブラケットの境目で、+5%、+10%、+3%、+10%、+7%と不整合な刻みとなっており、所得税独自の視点から積極的な説明がつけられるものかどうか疑問がある。

などにも影響を与えようと考えられる。

まず、第一に、最低税率が5%に設定された結果、特に中低所得者を中心として政策的要請に応えられる能力が減退することとなる。例えば、中低所得者向け減税の例で考えてみると、これらの者のそもそもその所得税負担は低い水準に止まっているため、いくら大きな減税を実施してみてもその減税額はもともと納付すべき税額を超えることはなく、その政策効果は限られたものになってしまうからである。仮に、近い将来に消費税率の引上げが行われるようなことになったとしても、このままの累進税率構造を維持し続けるのであれば、所得税が担える低所得者向けの施策はおのずと限られたものならざるを得ないであろう⁽⁹⁸⁾。

第二に、政策目的に合わせた適切な政策手段の選択が従来以上に求められることとなる。所得税の最低税率の引下げ(10%→5%)と最高税率の引上げ(37%→40%)により、最低税率から最高税率までの幅が拡大する(27%→35%)こととなったため、例えば中低所得層の負担軽減に重きをおくような各種の特別控除や所得控除などの課税所得算出段階前の控除を用いた特例は、従来以上に低所得者と高所得者との間の軽減税額(政策効果)に差ができる結果となり、ますます高所得層に有利となる結果をもたらすことになる。したがって、この様な特別控除や所得控除を用いた特例をはじめとする政策税制は、従来以上にその政策目的や政策効果を十分に考慮した上で、その範囲と手段を選択することが必要となる。

5 小 括

税源移譲に伴う所得税収の減少は、ただでさえ財源調達機能の低下が問題視されている所得税にあってその機能をますます低下させるとともに、国民生活に密着した税であるがゆえに求められる様々な政策的要請に対応する基

(98) これに対しては、政策税制の効果に限界があるとしても低所得者の税負担はそもそも低い方が基本的には望ましいのであるから問題とする必要はないという議論が成り立つかもしれない。

礎体力（厚み）を失わせる方向に働く。同時に決定された定率減税の廃止によりある程度の税収は確保されることにはなるが、税源移譲に伴う所得税の累進税率の改正によりもたらされる低所得階層に極端に薄い負担構造と不規則な累進構造は、先に見てきたように所得再分配機能、理論的整合性、政策手段の選択等に少なからず影響を及ぼすことになる。

所得税の累進税率構造のあり方については、こうした問題等を踏まえ、所得税制として自律的に説明がつくよう、また、所得税がよりよくその機能を発揮できるように、もう一段の整備を行う必要があるのではないか。

その際、所得税や個人所得課税の世界からの検討だけに止まることなく、将来の税制全体の構造（消費課税、資産課税、法人課税等）の行方やその中で所得税が果たすべき役割や影響（例えば、累進性、政策要請、納税思想、多くの納税者、税収規模など）といった観点からの検討を行い、バランスのとれた税率の刻み及び適用所得階級の設定と最低税率の水準を所得税制全体の中で改めて議論する必要がある⁽⁹⁹⁾。

第3節 消費税率引上げへの対応

1 消費税率引上げの影響

近年、財政再建や増大する社会保障費の財源について、消費税率の引き上げにより行うことが望ましいとの声が大きく、財源調達に関する国民の意識が消費税へと大きく傾いてきているようにも思える。確かに、消費税は、課税ベースが広く、国民が消費に応じて負担をし、仕組みも比較的簡素であることなどから、現在においても、また、将来を見据えても、安定的・基幹的な財源としての価値が非常に高い税であり、このような消費税が財源として

(99) 個人所得課税の累進税率のフラット化等の税制改革が、結果的には経済の活性化にはさほど寄与せず、むしろ国民全体の消費水準を低下させた可能性があることが指摘されている（浦川邦夫「個人所得税制改革と消費水準の動向に関する実証分析」納税協会連合会編『第1回税に関する論文入選論文集』19頁（納税協会連合会・2005）。

注目されるのはある意味当然のこのようにも思われる。

ただ、消費税には、その創設当初から言われているように、「消費」に対して比例的な負担を求めるという点で公平な税ではあるものの、その消費の裏づけとなる「所得」に対しては逆進性があり垂直的公平を阻害するという指摘がある。この逆進性の問題は、これまでのような税率の水準が比較的 low、租税収入に占めるウェイトも飛び抜けて大きいというわけでもない状況の下では、所得税などの組み合わせを工夫することにより不完全ながらある程度緩和することができてきたと考えられる。事実、消費税の導入や税率引き上げの際には、所得税の抜本改革の中で、所得税の課税ベースの適正化などとともに中低所得者層に配慮した所得税減税が実施されてきている。

しかし、消費税がこれまでどおり広い課税ベースと単一税率構造を維持したまま、その税率が大幅に引上げられることになる場合には、この逆進性の問題が更に拡大することが予想される。こうした所得に対する負担の逆進性を強める一別の言い方をすれば、税制全体として所得に対する累進負担構造を弱める一という効果への対応策としては、社会保障制度（社会保障負担や給付のあり方など）の見直しや税制と社会保障制度の一体改革、あるいは税制独自の対応などが考えられるが、本稿は所得税に関する研究を行うことを主眼とするものであるため、その範囲内で消費税との関わりを検討するという趣旨から、次の項では税制上の対応に絞って検討を進めることとする⁽¹⁰⁰⁾。

(100) ここで、税制上の対応に限定しているのは、社会保障制度そのもののあり方や税制と社会保障制度の一体改革の議論等を軽視しているわけではない。こうした議論や検討は中長期的な視点から重要で大きな課題であると考えているが、そもそも筆者が社会保障制度を論じるに足る十分な知見を有していないことに加え、社会保障制度のあり方については様々な見解があり未だ方向性が定まっていないことや仮に社会保障制度の改革が行われるとしてもかなり長期にわたるものになると予想されることなどを考えると、近い将来に実施が予想される消費税率の引き上げと期を一にした改革が可能かどうかという現実的な危惧を抱いているためである。

2 税制上の対応

消費税率の引上げに伴う逆進性の問題に対する税制上の対応としては、①消費税そのものの仕組みの中に所得に対する逆進性緩和の構造（例えば、食料品等の基礎的な消費に対する軽減措置など）を組み込むことや、②他の税の累進構造の強化などにより税負担構造全体の中で逆進性の緩和を講じていくことが考えられる。

これらのうち、まず、①の逆進性緩和のための消費税への食料品等の軽減税率の導入については、その効果が疑問であることや具体的範囲の特定の困難性、他制度への影響、納税義務者・執行当局双方の負担の増大等の問題があることから、可能な限り単一税率を維持すべきとの指摘がされる⁽¹⁰¹⁾など慎重な見方が強く、相当程度の税率引き上げが行われなければ様々なコストやリスクに見合わないことが予想される。したがって、歳出削減の取組みの徹底とできるだけ少ない増税が求められている中で、最初から大きな消費税率の引き上げを前提とせざるを得ないような仕組みを逆進性緩和の切り札として考えるのは適当でなく、また、現実的でもないように思えるし、むしろ、消費税独自の問題として更なる研究の進展を期待するものである。

次に②の観点から、個人所得税との関連について見てみよう。個人の所得に対し累進構造を有する所得税の現状を見ると、給与所得控除や公的年金等控除などによる課税ベースの縮小や相次ぐ減税などにより、財源調達能力が著しく減退しているといわれる。このうち給与所得控除については政府税制調査会から必要経費としては過大な水準となっているとの指摘がされているほか、本来その全額が課税対象とされるべき事業所得などが、法人成りや家族従業員への給与分配により給与所得に転換され、給与所得控除の恩恵を受けているという実態がかねてから指摘されている。また、公的年金等に関しては、社会保険料控除、運用時非課税、公的年金等控除により拠出段階から給付段階まで実質非課税となっており、課税ベースが著しく狭くなっている

(101) 高田具視「食料品等に対する軽減税率の導入問題」税務大学校編『税務大学校論叢 46』260頁-262頁（2004）。

ばかりか、こうした恩恵が高所得者や裕福な年金世帯にも及んでいるという実態がある。さらに、各種の租税特別措置や定率減税、税率構造の緩和などが加わり、平成 18（2006）年度の国民所得に対する所得税負担割合は 4.2%（含個人住民税 6.6%）となっており、昭和 61（1986）年度の 6.3%（同 8.9%）から 2.1%（同 2.3%）ポイント低下している。主要国との比較で見ても、アメリカ 8.8%（含洲・地方政府 11.1%）、イギリス 13.0%、ドイツ 5.1%（同 11.5%）、フランス 10.2%となっており、かなり低い水準に止まっている⁽¹⁰²⁾。また、所得税の税率構造を見れば、平成 19（2007）年からは定率減税が廃止となるものの併せて税源移譲が行われる結果、先に述べたように最低税率が 5%となるなど税率の水準やその刻み、適用課税所得の範囲も過渡的と言わざるを得ない姿となっており、特に低所得層については、例えば消費税率の引き上げによる負担増の激変緩和など租税政策上の要請すら受け入れるに十分な厚みを持たないような状況になっている。このような状況を放置したまま大きな消費税率の引き上げを行えば、逆進性の問題は更に強まっていくことになるだろう。しかし、例えばこうした所得税の抱える問題点を改善し、より適正な姿に再構築することができるのであれば状況は異なってくる。すなわち、持続可能な経済社会の構築のため必要な税收（無論、歳出削減等を行った上での必要額）を一定とした場合、所得税の課税ベースの拡大等により所得税の税収が増えれば、当然、その分だけ消費税率の引き上げ幅は少なくてすむ。これにより、消費税だけに財源を求める場合に比べ、もともと累進性を持った所得税のウェイトが高まり、同時に消費税率引上げによる逆進性の拡大が抑えられることから、両者相俟って税制全体の中で逆進性拡大の問題はかなり減少することになる。この結果、消費税の食料品等に対する軽減税率等の導入の必要性が薄まり、消費税の簡索性・効率性が保たれるという姿が見えてこよう。

さらに、単一税率の消費税の下で、所得税に対し低所得者へのもう一段の

(102) 財務省主税局資料（<http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/020.htm> 及び <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/siryu/022.htm>）による。

逆進性対策⁽¹⁰³⁾が求められる場合には、課税ベースの適正化等による所得税収のウェイトの維持・拡充にとどまらず、先に税源移譲の項で指摘したような累進税率構造の適正化、とりわけ税源移譲により5%の水準まで引き下げられることとなる最低税率を適切な水準まで引き上げることが、有効な低所得者対策を講じる上での重要な要素となるであろう。所得税体系の中で租税政策上の要請に応えられるだけの基盤をしっかりと整えた上で、政策効果を最大限に発揮できるよう適切な範囲と手段を選択することが望ましいと考えられる。

いずれにしても、将来必要な一般会計財源を確保するに当たっては、画一的・固定的に「社会保障財源は消費税で賄う」というような前提を置くことなく、その用途にかかわらず必要な税収を税制全体の中でバランスよく分担し確保するとともに、最も有効な政策手段を選択し、採用していくことが、結果的に税制全体として効率的で公平な負担の維持・増進につながるものと考えられる。

第4節 格差社会への対応

わが国で経済格差の拡大が意識され始めてからかなりの時が経過している。最近においても、国会で格差社会の問題が取り上げられたり、新聞等で所得格差に関するアンケートが実施されたりするなど、問題意識が再燃している状況がうかがえる。こうした経済格差の問題と税制との関連について考えることは、今後の所得税のあり方についても重要な示唆を得られるのではないと思われるので、以下において検討を加える。

1 経済格差の状況等

(1) 所得格差等の現状

(103) 具体的な中低所得者消費税の負担増への対応としては、一般的に、税額控除方式の採用(手法)や対象者の所得制限(範囲)などが考えられる。

わが国における所得格差等の状況に関する研究は数多くあるが、ここでは、1990年代半ば以降この分野の研究の先端を走り、近頃その成果を上梓された大竹文雄大阪大学社会経済研究所教授の「日本の不平等」⁽¹⁰⁴⁾を引用しながら、わが国の所得格差・賃金格差の状況等を概観してみることにする。

同書では、各種の統計数値（ジニ係数等）からは、「日本の世帯間所得格差は1980年代半ば以降上昇を続けてきた」ように見えるが、基本に立ち返って分析してみると、「日本の所得格差が高まったようにみえた本当の理由は、日本の人口高齢化と単身世帯・二人世帯の増加にある」ということが明らかになったと指摘している。すなわち、「年齢内所得格差は高齢者ほど大きく、この所得格差がもともと大きい高齢者の比率が高まったため経済全体の所得格差が拡大した」というのである。さらに高齢者の単独世帯比率の増加等の世帯構造の変化や女性の社会進出も同様の影響をもたらしており、こうした分析などから、「80年代の所得格差の拡大の多くは、このような見せかけの不平等化であった」と結論付けている⁽¹⁰⁵⁾。

同時に、同書では、生涯所得格差の代理として消費格差を取り上げ、「90年代後半以降、50歳未満階層において消費格差の拡大が観察されている」ことを示した上で、「若年層で消費格差の拡大が進んでいる要因として、若年層で失業ショックのような長期の所得ショックにさらされるようになったことをはじめとして、人々が将来日本に格差社会が到来することを予想している可能性を示している」⁽¹⁰⁶⁾ことを指摘している⁽¹⁰⁷⁾。

(104) 大竹文雄『日本の不平等』（日本経済新聞社・2005）。

(105) この段落の引用は、大竹・前掲注（104）1頁。

(106) 大竹・前掲注（104）1頁。

(107) 同書では、同一世代内の消費の不平等度について、年齢を経るごとに不平等度がどのように高まっていくのかを分析し、「第一に、40歳以降、消費分布の不平等度が急速に高まる。第二に、新しい世代ほど、ライフサイクルの当初から消費の不平等度が高い。第三に、1980年代を通じて、経済全体の消費の不平等度の上昇のうち、約半分が人口の高齢化によってもたらされている。」と結論付けた上で、「従来、人口高齢化における社会保障政策は、異なる世代間の分配問題に焦点が置かれてきた

また、所得格差に最も大きく寄与するとされる賃金格差について、大竹教授は前掲書の中で「若年層でみられる学歴間賃金格差の高まり、大卒中高年でみられるグループ内賃金格差のトレンドの上昇、不況期にみられる企業規模間格差の拡大、正社員とパートタイム労働者の計測的賃金格差とといったいくつかの観点からの賃金格差の拡大は見られた」⁽¹⁰⁸⁾と指摘しているし⁽¹⁰⁹⁾、今後、長期雇用慣行の崩壊や能力主義・成果主義的な雇用形態への変化等が進む中で、失業の深刻化（完全失業者、長期失業者の増加）による再雇用賃金の低下による賃金格差の拡大や、配偶者所得の不平等（共稼ぎ高所得世帯の出現）などによる世帯所得格差の拡大などが進むこと⁽¹¹⁰⁾も懸念される。

さらに、資産所得格差について見れば、いわゆるバブル最盛期においては実物資産所得格差が所得格差に大きく寄与しており、反面、金融資産所得の寄与度は小さかったといわれている⁽¹¹¹⁾。

が、世代内の分配問題も重要である」との認識を示している（大竹・前掲注（104）61頁）。

(108) 大竹・前掲注（104）139頁。

(109) ただし、大竹教授は、賃金格差全体については「統計でみる限り日本では賃金格差の拡大はあまり大きくなかった」こと、及び「80年代における全般的な賃金格差の拡大は、労働者の高齢化による要因が大きい。90年代以降は、賃金格差そのものがあまり変化していない。」ことを指摘し、本文引用の賃金格差の拡大について「アメリカやイギリスで観測されたような急激な賃金格差の拡大はない」と分析されている（大竹・前掲注（104）139頁）。

(110) 勇上和史「日本の所得格差をどうみるか—格差拡大の要因をさぐる—」日本労働研究機構『JIL 労働政策レポート Volume3』27頁（2003）。

(111) バブル期の資産格差の拡大が所得不平等に与えた影響について、勇上・前掲注（110）12頁-13頁においては「1990年に首都圏を対象に実施されたアンケート調査（日経 NEEDS-RADER「金融行動調査」）を用いた分析が行われている。その結果、帰属家賃（略）に代表される実物資産所得の格差が、所得格差の32%を説明しており、土地（あるいは住宅）保有の有無による格差が大きいことが示されるとともに、株式などの金融資産所得については、その家計に占めるシェアが低いことから、全体の格差への寄与度は小さくとどまっているとの結論が得られている」と説明されている。

(2) 個人投資家の増加の影響

現在、国内景気の回復等による株価上昇⁽¹¹²⁾や「貯蓄から投資へ」の政策の進展、取引手段の多様化・簡便化などを背景として、ネット取引を行う個人のデイトレーダーが出現⁽¹¹³⁾するなど、証券市場への個人投資家の進出が増大してきているといわれている⁽¹¹⁴⁾。こうした状況は統計からも読み取ることができる。東京証券取引所の2005年の投資部門別株式売買状況(三市場一・二部計)を見ると、個人の売買株数は3,968億株(前年2,189億株)と前年比81%の伸びを示し、その結果、委託売買株数に占める割合は53.7%(前年45.0%)と前年から8.7%ポイント上昇した。売買金額でも250兆円(前年136兆円)と前年比84%増となり、委託売買金額に占める割合も38.0%(前年31.8%)と前年から6.2%ポイント上昇している。しかしながら、このような個人投資家の動きが、株価の上昇などによる一時的なものなのか、今後も続いていくものなのかは判然としないというのが現状であろう。

こうした取引状況とは別に、株式の保有状況を株式分布状況調査から個人投資家の状況を観察してみる。まず、個人株主数(延べ人数)について見ると、平成17(2005)年3月末の個人株主数は約3,540万人となり、前年比4.1%(約140万人)の増加となった。これを平成8(1996)年(9年前)のデータと比較すると800万人強の増加(約30%増)ということになる。平成16(2004)年度における個人株主の増加要因については、「平成16年度株式分布状況調査の調査結果について」(全国証券取引所。以下「平成16年度分布状況調査結果」という)では、多数の新規上場会社の上場と

(112) 2005年末の日経平均株価は、年間40%上昇した。

(113) インターネット証券大手5社の2005年末の口座数は、前年末比100万口座増の260万口座となっている。

(114) いわゆるライブドアショックにより東証が全銘柄取引停止措置(2006.1.18)を採らざるを得なかった一因となったのはネット証券等を利用している個人投資家の反応の多さだったといわれている。また、数年で数億、数十億の資産形成に成功した個人投資家(トレーダー)の出現なども報道されている。

既上場会社の大幅な株式分割・投資単位引下げの二つを特徴的なものとして挙げている。しかし、この数値は「延べ人数」をとったものであり、これまで株式を保有していなかった者が新たに株式を保有したものか、既存の株式保有者が保有銘柄数を増やしたのかということまではわからない。この数字を単純に個人投資家の底辺の拡大と評価するのは早計であろう。

次に、平成16年度分布状況調査結果から個人の株式保有状況を見ると、金額ベースでは78兆1,973億円(前年度75兆5,992億円)で前年度比3.4%の増加となったが、保有比率は20.3%(前年度20.5%)と前年に比べ0.2%ポイント低下した。単元数ベースの持株数(除ライブドア)では2億7,559万単元(前年2億1,961万単元)と前年度比25.5%の増加、持株比率は23.4%(前年度22.7%)で0.7%ポイントの上昇となっている。こうした結果について平成16年度分布状況調査結果では、個人株主数を大幅に増大させている株式の平均単価が相対的に低いことから株主数の増大に見合った市場価格ベースの保有比率の上昇が見られず、逆に以前から保有していた相対的に単価の高い株式を売却したこと等により保有比率が若干低下したことや、個人等の持株比率が高い市場第二部・新興市場等において新規上場、株式分割・投資単位引下げにより個人の持株比率が高まったことを要因としてあげている。

このように、個人投資家は、株式の市場取引の面ではそのウェイトを高めていることがわかる。他方、株式保有の面では全体として取引ベースほどの大きな動きは見られないものの持株数ではわずかながらウェイトを高めている。限られたデータの下では新たな個人株主の誕生など保有ベースでの底辺拡大が進んでいるのかどうかは判然としないが、株価の上昇や株式分割、投資単位の引下げ等により取引環境が個人投資家にとって投資しやすくなったことなどを背景に、積極的な取引参加や新規上場株、市場第二部・新興市場株への投資の拡大という形で個人投資家の行動変化が現れつつあり、従来のような一部の限られた者による投資というイメージは徐々に変わりつつあるように思える。さらに、最近では、高配当を行う会

社も散見されるようになってきており、会社の株主への利益還元重視の姿勢も芽生えつつあるように見える。今後、更なる市場の信頼性の向上や会社の配当重視の姿勢への変化などにより、個人投資家の増大等が進めば、個人の株式等を中心とした金融資産の蓄積やその運用により生ずる所得が増加し、これが新たな所得格差・資産格差の拡大の要因となってくるという可能性も否定できないことから、個人の金融資産所得の動向には十分注意をしていく必要がある。

(3) 小 括

以上見てきたように、わが国でここ 20 年ほど拡大しているように見えた所得格差の多くはみせかけの要因によるものであることがわかった。こうしたみせかけの要因による所得格差の拡大は、経済システムの変化（質的变化）によるものではないことから政策上見かけほど大きな問題が生じているわけではないと見ることもできよう。とはいえ、問題や懸念がまったく無いわけではない。現に、高齢化の進展や世帯構造の変化による単身世帯の増加・世帯内扶養機能の縮小等により所得格差の大きなグループのウェイトが大きくなってきている（量的変化）のは事実であり、また、世代内の分配問題も重要であることが指摘されるなど、このような社会経済の変化も所得再分配の要素である負担と給付の将来のあり方に一つの問題を提起するものであるように思える。

こうした状況を踏まえれば、所得や資産の格差拡大に対し過剰な警戒はすべきでないが、現に進行している経済社会の構造変化による影響を過少評価することもしてはならないのではなかろうか。

2 税と所得再分配機能

次に、わが国における税の所得再分配の状況を見ることとする。わが国においては、高齢者世帯の収入に占める年金の割合が高まり、年金収入や医療・福祉に頼る高齢者世帯が増加してきている。こうした中、社会保障制度による所得再分配効果は 1990 年代を通じて大きく増加するとともに全体として

のジニ係数改善度の上昇に貢献しており、中でも公的年金による再分配効果がその大半を占めていると言われる⁽¹¹⁵⁾。今後、このままの状態が高齢化が進展し、年金生活者が増大していけば、こうした傾向はさらに高まると予想される。このように給付面では大きな再分配効果を有している年金ではあるが、その負担面を見ると必ずしもそうではない。現在の社会保険料体系は、中・低所得層に対しては（労働）所得に比例的な負担を求めているが、定額頭打ち制度等により結果的にはむしろ高額所得者優遇で所得に対し逆進的な構造となっており、実証分析研究では、こうした構造が年金制度の再分配効果を弱める方向に働いていると言われている⁽¹¹⁶⁾。さらに、社会保険制度の行方によってはこうした負担構造が変化しないまま今後さらに負担割合が増加するという懸念される。

また、国際比較を見ると、先進國中、税や社会保障による所得（世帯規模を考慮した一人当たり可処分所得）再分配前の格差では日本は平等性の高いグループに属しており、再分配後の格差でも中位程度にあることから、国際的にみて一概に不平等だと断定する根拠はないとしつつも、再分配前後で格差に関する日本の位置が変わるのは、直接税や社会保障による再分配効果が国際的に見て弱いためという指摘がある⁽¹¹⁷⁾。

こうした中、最近の世論調査⁽¹¹⁸⁾では経済格差の拡大に不安や問題意識を

(115) 寺井順一「1990年代以降における経済格差と所得再分配政策」財務省財務総合政策研究所『「わが国の経済格差の実態とその政策対応に関する研究会」報告書』338頁-339頁（2006）。

(116) 金子能宏「所得の不平等化要因と所得分配政策の課題」『季刊 社会保障研究 Vol. 35, No. 4』420頁-435頁（2000）。

(117) 勇上・前掲注（110）18頁。

(118) 毎日新聞の世論調査（H16.12実施）では、71%が所得格差の拡大を予想し、74%が格差拡大を問題と考えている。また、生活程度の意識を見ても中の上、中の下、下の上で9割を占める。朝日新聞の世論調査（H16.1~H17.1実施）でも、所得の格差が広がってきていると思う人は74%、そのうち69%がこれを問題ととらえている。このほか、大竹文雄教授は、独自のアンケート調査結果から、所得格差についての認識や問題意識について分析し、「高学歴者や高所得者は、所得格差の高まりを低所得者よりも認識しているが、それを問題であるとは考えていない傾向があること、危険回避度が高い人々は、所得格差が将来拡大することを予測し、所得格差の拡大

持つ国民が多いという結果も出ており、こうした国民感情をあわせ考えると、やはり、そこに何らかの適切な再分配政策を講じていかなければ、少子高齢化が進展していく中で社会保障政策に対する国民の理解は得られず、持続可能な経済社会の構築にとってもマイナスとなるのではなからうか。

一方、租税に関しては、所得再分配効果全体に対する寄与度はそれほど大きくはなく、また、近年はそれが徐々に低下してきているとする分析結果が示されている（下表参照）。こうした所得再分配の場面での租税の役割の低下傾向は、近年の消費税の導入・税率引上げ、所得税率の累進構造の緩和、経済の安定成長下での個人所得（なかでも、特に勤労所得）の伸び悩みを考えれば、当然の帰結なのかもしれない。

しかし、一方では、累進的な租税については、その再分配効果が比較的大きいことが確認されている⁽¹¹⁹⁾。また、給付を中心とする社会保障政策が年齢や家族構成などを限定して行われる場合が多いのに対し、租税の中でも、所得税は個人の所得金額を基準とし、相続税は相続財産の価額を基準として国民に分け隔てなく負担を求めるといった特徴を持っているため、給付だけでは対応できない所得や財産の不平等に対しより直接的かつ有効に働きかけることができるという点でも、優れた所得再分配機能を発揮する基盤を有しているということを再認識する必要がある。

このように、租税全体として見れば全体の所得再分配効果への寄与度はそ

を問題であると考える傾向が高い」ことを示す（前掲注（104）37頁）とともに、同調査から再分配政策に対する意識の分析を行い、「再分配政策強化を支持するのは、性別では女性より男性、所得階層では低所得者である。リスク回避度が高い人ほど所得再分配の強化を支持している。失業経験、失業不安を持った者、消費水準の下落や所得下落予想を持っている者は、再分配政策を支持する傾向がある」ことを導き出している（大竹・前掲注（104）107頁）。

- (119) 金子能宏氏は、金子・前掲注（116）434頁において、1981年と1993年の「所得再分配調査」を基に、公的再分配所得のジニ係数に対する各所得構成要素の寄与度を相対ジニ係数により分析し、「年金給付と医療給付の所得の平等化に寄与する程度が低く、社会保険料負担の所得に関する限界的な負担が逆進的である一方で、租税制度の累進構造とこれに基づく再分配効果が比較的大きいことが示された」と結論付けている。

れほど大きくはないにしても、租税の中でも累進構造を持つ所得税や資産課税はそれ自体再分配効果が高く、過大な期待はできないものの不平等の是正のために相応の役割を担える力を秘めている。こうした観点からもこれらの税の累進構造や課税ベースの維持・適正化は重要であり、租税負担はもとより社会保険料のあり方を含めた国民負担全体の問題として、将来国民に負担を求めていく場合の負担構造⁽¹²⁰⁾を構築していく中で十分考慮されなければならない重要な要素であると考ええる。

(表) ジニ係数と税による改善度の推移

| | 当初所得のジニ係数 ① | 税による再分配所得のジニ係数 ② | 税による改善度 (①-②) / ① |
|--------------|-------------|------------------|-------------------|
| 1978(昭和 53)年 | 0.3652 | 0.3517 | 3.7% |
| 1981(昭和 56)年 | 0.3491 | 0.3301 | 5.4 |
| 1984(昭和 59)年 | 0.3975 | 0.3824 | 3.8 |
| 1987(昭和 62)年 | 0.4049 | 0.3879 | 4.2 |
| 1990(平成 2)年 | 0.4334 | 0.4207 | 2.9 |
| 1993(平成 5)年 | 0.4394 | 0.4255 | 3.2 |
| 1996(平成 8)年 | 0.4412 | 0.4338 | 1.7 |
| 1999(平成 11)年 | 0.4720 | 0.4660 | 1.3 |
| 2002(平成 14)年 | 0.4983 | 0.4941 | 0.8 |
| 2002年/1981年 | +42.7% | +49.7% | |

(備考) 税は、直接税のうち所得税、住民税、固定資産税(事業上を除く)、自動車税・軽自動車税(事業上を除く)である。

(出典) 厚生労働省「所得再分配調査」による。

(120) 2005(平成 17)年 9月に内閣府が実施した「高齢化社会対策に関する世論調査」によれば、①高齢化の進展の中での国民生活の将来のイメージについて「今よりも経済的に豊かではなく、満足度は今よりも低い」と答えたのが 55%、「経済的には今より豊かだが、満足度は今より低い」と答えたのが 14.9%、②社会保障制度の水準や負担の在り方について「たとえ現役世代・将来世代の税や保険料の負担を増やすこととなっても、社会保障制度の現在の水準はできるだけ維持すべき」が 44.4%、「たとえ現役世代・将来世代の税や保険料の負担を増やすこととなっても、社会保障制度はより充実をはかるべき」が 22.0%となり、「負担を増やさないようにする」の 22.2%を大きく上回っているほか、③高齢者も社会の支え手・担い手の側に回るべきと考える者が 88.5%あった。

結びに代えて

以上見てきたように、わが国の所得税は、シャープ税制以来包括的所得税論に拠ると言われながらも幾多の改正を経て、現在ではむしろ理念的な包括的所得税とはかけ離れた姿となっている。

本稿では、このような所得税の沿革と現状を踏まえ、まず、包括的所得税の問題点やこれに対する批判から生まれたいくつかの課税理論（支出税論、最適課税論、二元的所得税論）の導入の可能性について見たところ、包括的所得税を含めたこれらの課税理論にはそれぞれ長所と短所が内在しており、いずれかを採用しようとするれば、結局は何を犠牲にし、何を得るかという問題が生じ、一つの税の一つの課税理論の選択だけですべての問題が解決するわけではないことが再認識された。支出税論や最適課税論は、まだまだ検討・検証すべき課題が多く、直ちに採用し得る状況にはないと考えられ、また、二元的所得税についても、わが国においてはむしろそれを採用せざるを得ない状況に陥らないように現状把握と対応を行うことが必要であるとの結論に達した。

次に、最近の改正や所得税をとりまく状況を題材に、負担の公平の観点から今後の検討の視点を検討してみると、第一に、金融所得課税の一本化を進めるに当たっては、政策効果や垂直的公平の阻害と実質的公平の確保の状況のバランスを見極めつつ、その範囲や税率等を慎重に検討していく必要があること、また、その際、実質的公平の確保を図る観点から、金融所得の把握体制の整備や資産課税の充実と努めるとともに、国際的な調和にも配慮する必要があることが重要と考えられた。

第二に、所得税の累進税率構造のあり方については、所得税制として自律的な説明がつくよう、また、所得税の持つ財源調達機能や所得再分配機能（垂直的公平の確保）をより適切に働かせるとともに、政策的対応力を強化するという観点から、新たな政策手法の検討と併せ、もう一段の検討・整備を行う必要があると考えられた。

第三に、将来の消費税率の引上げに伴う逆進性拡大の問題への税制上の対応

として、所得税の課税ベースの拡大や累進構造の見直しにより適切な累進構造を持つ所得税収のウェイトを高めることにより消費税率の引上げ幅を抑え、税制全体として逆進性の拡大を抑制することができるとともに、所得税による激変緩和等の政策的な負担調整の選択肢も広がることにもなると考えた。

そして、第四に、経済格差の拡大の問題に関しては、所得再分配に対する寄与度は、租税全体としてはさほど大きくないものの、累進構造を持つ所得税や資産課税は不平等の是正のために相応の役割を担える能力を有していることを再確認するとともに、現に進行している格差拡大の兆しを過少評価することなく、格差の是正（所得・資産の再分配）の観点からも所得税等の累進構造や課税ベースの適正化（是正・拡充）に取り組む必要があることを訴えた。

以上のような研究の中で筆者が得られたと思うのは、所得税が有してきたとされる財源調達機能と所得再分配機能（垂直的公平の確保）の重要性と必要性を再確認することの大切さである。今や、所得税だけを見ても、「課税の中立」を目指す動きは大きくなるとなっていて流れている。こうした方向自体は資源の効率的配分による今後の経済社会の持続的発展や租税回避等誘引の抑制、国際的な調和などを図っていく中で欠くことのできないものであるが、それと同時に、忘れてはならないのが国民に深く根ざした「垂直的公平」の意識である。良きにつけ悪きにつけ、税に対するこうした国民の意識を最も身近で受け止めてきたのが所得税ではなかろうか。こうしたことを考えれば、所得税は、将来においても「垂直的公平」の確保を重要な役割として認識し、実現していかなければならないと考える。

所得税について、資源の効率的配分や租税回避等誘引の抑制の観点から「課税の中立」を進めつつ「垂直的公平」を維持していくことは言葉で言うほど簡単なことではないが、今後とも、現状の把握・分析、消費税・資産課税等の他の税目との役割分担、納税環境の整備などの検討・整備と平行しながら、タックス・ミックスの税体系の中でその機能を適切に発揮させていくことが、税制全体として国民の負担の公平への信頼を維持し、高める上で、重要な課題といえるのではなかろうか。